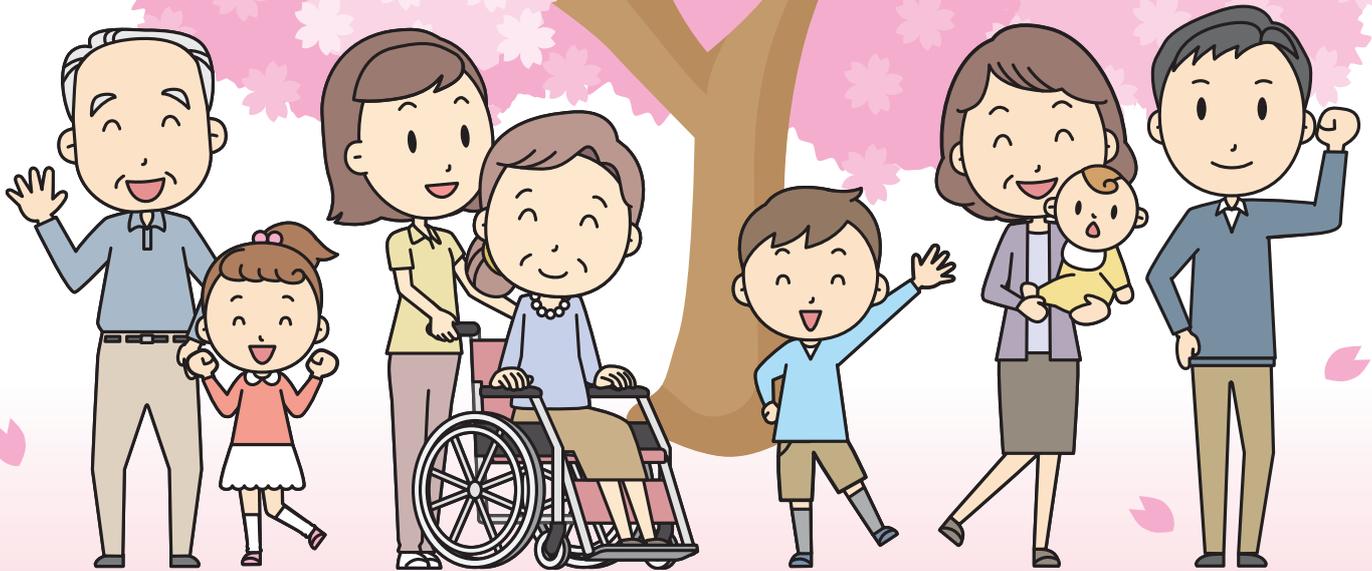


# 富岡町

第3期 障がい者基本計画

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児福祉計画



令和3年3月

富岡町



## はじめに

町民の皆様には、平素より町行政全般にわたりまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、心から厚くお礼申し上げます。

近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、国連において「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国においても本条約に署名し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行される等、国内法の整備が進んでおります。

また、急速に進む少子高齢化や生活様式が多様化する中で、障がいのある方々の意識や生活も変化してきており、地域における自立や社会参加への意識の高まりを後押しする仕組みづくりが重要とされ、障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、地域住民や地域の多様な主体が参画して「地域共生社会」を構築していくことが必要とされています。

本町においては、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から 10 年が経ち、帰町が段階的に進み、新たに居住される人も増加しつつあるとともに、依然として町外に避難されている人も多い状況の中、本町では「心の復興」と「ふるさと富岡の復興」を目指した取組を推進しております。

今回策定した「富岡町障がい者計画」、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、これまでの計画の見直しや国の新たな指針に基づき、共生社会の実現に向けて、障がい者福祉の充実を目指すものです。

これからも「障がいの有無に関わらず、すべての町民が互いに人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現」のため、富岡町に誇りと愛着が持てるまちになるよう町政運営に取り組んでまいりますので、町民の皆様のより一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力頂き、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月



富岡町長 宮本 皓一



# 目 次

## 第1章 計画のあらまし

1 法令根拠及び趣旨	1
2 計画の位置づけ等	3
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	4

## 第2章 障がい者の状況

1 障がい者数等の動向	5
2 福祉に関するアンケートからみられる状況	13

## 第3章 計画の基本理念等

1 基本理念と基本目標	19
2 施策の方向及び体系	22

## 第4章 第3期障がい者基本計画

基本目標1 地域共生社会の推進	25
基本目標2 地域生活の充実	29
基本目標3 保健・医療の充実	33
基本目標4 社会参加の促進	34
基本目標5 教育・育成支援の推進	36

## 第5章 第6期障がい福祉計画

1 基本視点	39
2 障がい福祉サービス利用状況	41
3 障がい福祉サービスの成果目標	47
4 障がい福祉サービス等の見込みと確保策	50

## 第6章 第2期障がい児福祉計画

1 障がい児福祉サービスの利用状況	59
2 障がい児福祉サービスの成果目標	60
3 障がい児福祉サービスの見込みと確保策	60

## 第7章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備	65
2 国、県、近隣市町村との連携	65
3 団体・事業所等との連携	65
4 双葉地方地域自立支援協議会の活用	65
5 専門的人材の育成・確保	66
6 P D C A サイクルによる計画の点検及び評価	67
7 原発避難者特例法に基づく対応	67

## 資 料 編

1 委員会設置要綱	69
2 富岡町福祉計画策定検討委員会委員名簿	71
3 策定経過	72
4 用語解説	73



# 第1章 計画のあらまし



# 1 法令根拠及び趣旨

---

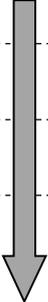
「富岡町障がい者基本計画」は平成11年度に第1次計画を、平成16年度に第2次計画を策定し、推進してきました。また、平成18年度からの障害者自立支援法(現障害者総合支援法)の施行にあわせて、「第1期障がい福祉計画」を策定し、障がいのある方の生活全般に関わる施策の推進とともに、障がい福祉サービス等の基盤整備に努めてきました。

本計画は令和3～8年度までの6か年の「富岡町障がい者基本計画」と令和3～5年度までの3か年の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の3つの計画で構成されます。

富岡町は、平成23年3月11日の東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、平成29年4月の一部地域を除く避難指示の解除まで、すべての町民が町外へ避難を強いられる状況となりました。平成29年4月に町内の一部区域を除き、避難指示が解除されたことで、帰町が段階的に進み、新たに居住される人も増加しつつありますが、依然として町外に居住されている人も多くみられます。

このようなことから、本計画においては、個々の居住先に関わらず、地域の社会資源を活用した円滑な福祉サービス利用支援に取り組み、町だけでなく、国や県・近隣町村及び各居住先の市町村や関係機関等と連携を図って計画を進めていきます。

策定経過と国の主な動向

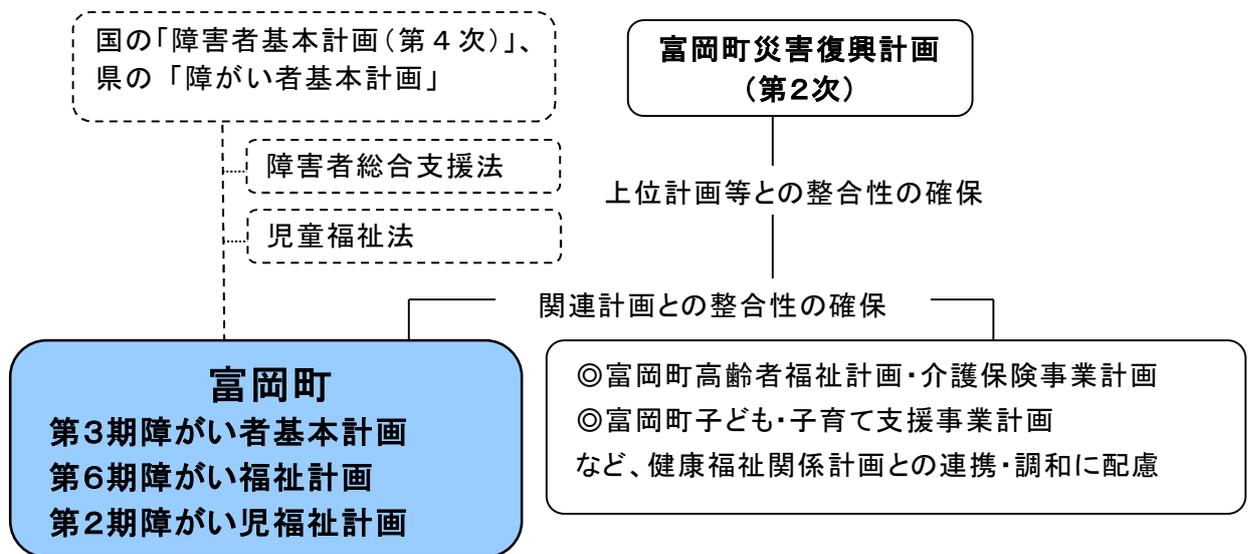
年度	富岡町障がい者基本計画・障がい福祉計画等	国の主な動向
平成16年度	富岡町障がい者基本計画策定(第2次) (平成17~23年度)	障害者基本法一部改正
平成17年度		障害者自立支援法成立 発達障害者支援法施行
平成18年度 }	富岡町障がい福祉計画策定	障害者自立支援法施行 (一部は平成17年度施行)
平成20年度 }	富岡町第2期障がい福祉計画策定 (平成21~23年度)	
平成22年度		障害者自立支援法一部改正
平成23年度		障害者基本法一部改正 障害者虐待防止法成立
平成24年度		障害者虐待防止法施行 障害者総合支援法成立
平成25年度		障害者総合支援法施行 障害者差別解消法成立 障害者基本計画(第3次)
平成26年度 }		第2期障がい者基本計画(平成27~32年度)、第4期障がい福祉計画(平成27~29年度)を策定
平成28年度		障害者差別解消法施行 改正障害者雇用促進法一部施行 障害者総合支援法改正 児童福祉法改正 発達障害者支援法改正
平成29年度	第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画(平成30~令和2年度)を策定	
平成30年度		改正社会福祉法施行 改正バリアフリー法施行 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 ユニバーサル社会実現推進法成立
令和元年度		改正障害者雇用促進法成立 読書バリアフリー法成立
令和2年度	障がい者基本計画・障がい福祉・障がい児福祉計画見直し	改正社会福祉法成立 改正バリアフリー法成立

## 2 計画の位置づけ等

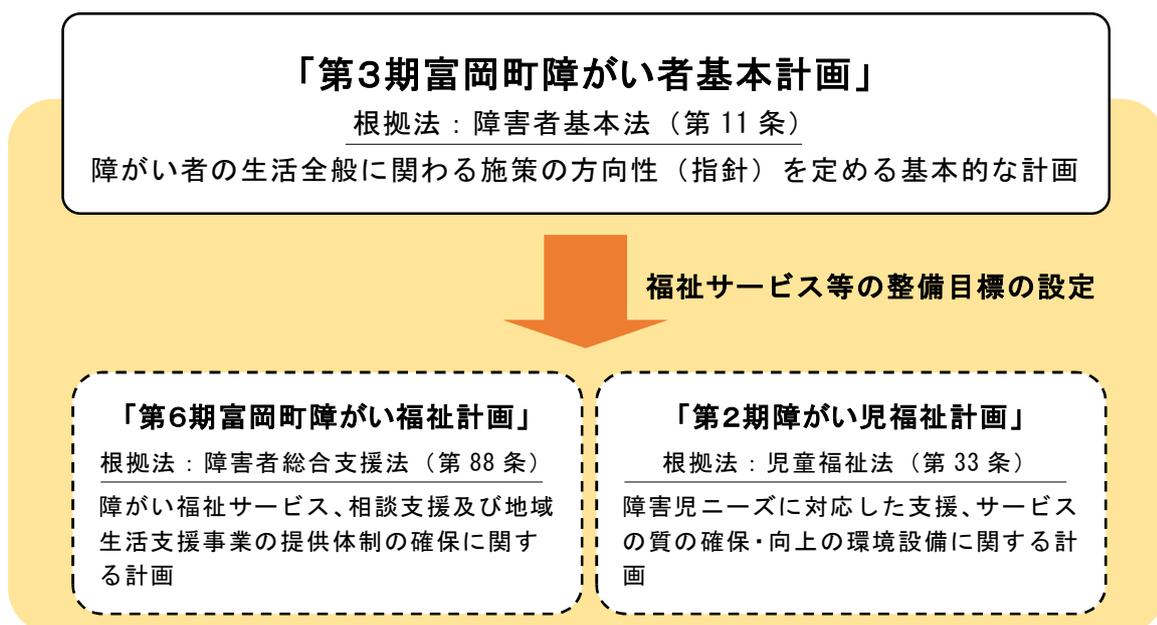
この計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画(第4次)」、県の「福島県障がい者基本計画」、町の「富岡町災害復興計画(第2次)」などの上位計画との整合性に配慮して策定するものです。

さらに、「富岡町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「富岡町子ども・子育て支援事業計画」など、関連計画・方針との整合性に留意します。

### 上位・関連計画との関係



### 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の関係



### 3 計画期間

障がい者基本計画は令和3(2021)～8(2026)年度までの6年間で1期、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年を1期と定められていることから、本計画は令和3(2021)～5(2023)年度までの計画期間とします。ただし、必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。

#### 計画期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期 障がい者基本計画	→					
			中間評価			
第6期 障がい福祉計画	→			策定		
第2期 障がい児福祉計画	→			策定		

### 4 計画の策定体制

本計画は、障がい者及びその家族へのアンケート調査の実施により、生活の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握するとともに、福祉や教育などの関係機関・団体の代表者で構成する「富岡町福祉計画策定検討委員会」における計画内容の検討を経て、策定するものです。

#### ■ 福祉に関するアンケート調査の実施

障がいのある方の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握するため、65歳以下の障がいのある方を対象としたアンケート調査等を令和2年度に実施し、計画づくりに反映しました。

#### ■ 「福祉計画策定検討委員会」の開催

計画内容についての協議・検討の場として、福祉、教育などの関係機関が参加する「富岡町福祉計画策定検討委員会」を組織し、検討を重ねて策定いたしました。

## 第2章 障がい者の状況

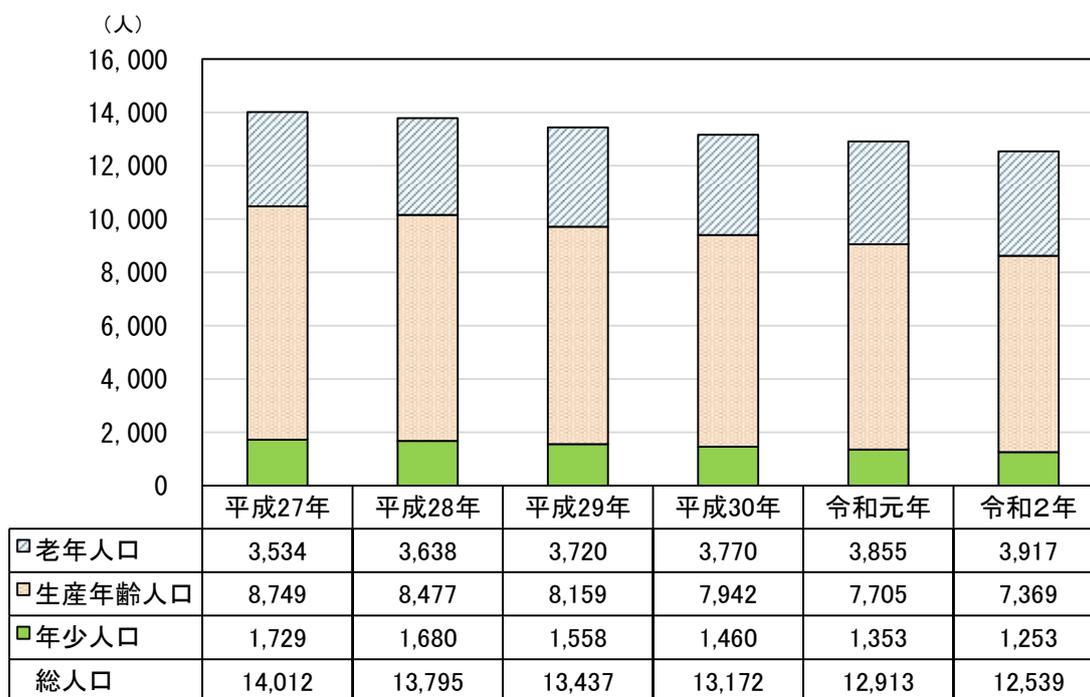


# 1 障がい者数等の動向

## (1) 人口の動向

本町における住民登録者数は平成27年から令和2年にかけて1,473人減少し12,539人となっており、そのうち令和2年3月末時点での町内居住者数は1,292人となっています。生産年齢人口(15歳から64歳)、年少人口(0歳から14歳)の割合は減少しており、それぞれ、58.8%、10.0%となっています。老年人口(65歳以上)は年々増加傾向にあり、構成比は31.2%と高齢化が進行していることが伺えます。

本町の人口の動向（各年3月末現在・住民基本台帳）



(%)

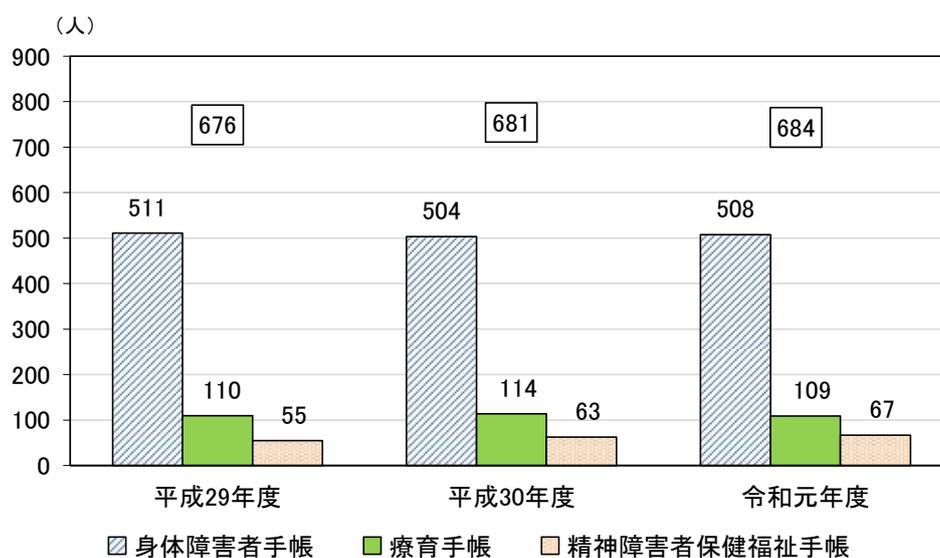
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
老年人口	25.2	26.4	27.7	28.6	29.9	31.2
生産年齢人口	62.4	61.4	60.7	60.3	59.6	58.8
年少人口	12.4	12.2	11.6	11.1	10.5	10.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## (2) 障がい者数の動向

### ①手帳所持者数の動向

障害者手帳所持者数は令和元年度末時点で合計684人となっています。その中では身体障害者手帳所持者数が全体の70%以上を占めており、各年500人程度で推移しています。療育手帳所持者の人数は各年110人程度で推移しており、精神障害者保健福祉手帳所持者の人数は年々増加し、令和元年度では67人となっています。

#### 障害者手帳所持者の人数の推移（各年度末）



(%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者手帳	75.6	74.0	74.3
療育手帳	16.3	16.7	15.9
精神障害者保健福祉手帳	8.1	9.3	9.8
合計	100.0	100.0	100.0

(福祉課)

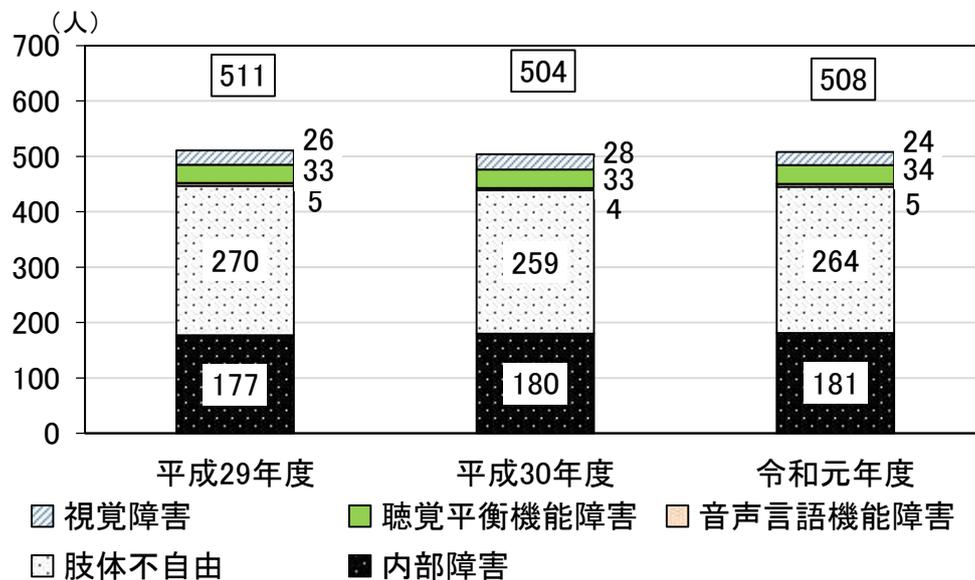
## ②身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者の障がい種別の割合は「肢体不自由」が全体の52.0%を占めており、次いで「内部障害」が35.6%、「聴覚平衡機能障害」が6.7%、「視覚障害」が4.7%、「音声言語機能障害」が1.0%となっています。

等級別の割合は、重度障がい(1級と2級)が50.6%を占めており、中度障がい(3級と4級)が37.8%、軽度障がい(5級と6級)が11.6%となっています。

年齢別の割合は、65歳以上が72.8%と多くを占め、18～64歳が25.8%、18歳未満が1.4%となっています。

身体障害者手帳所持者の所持状況（各年度末）



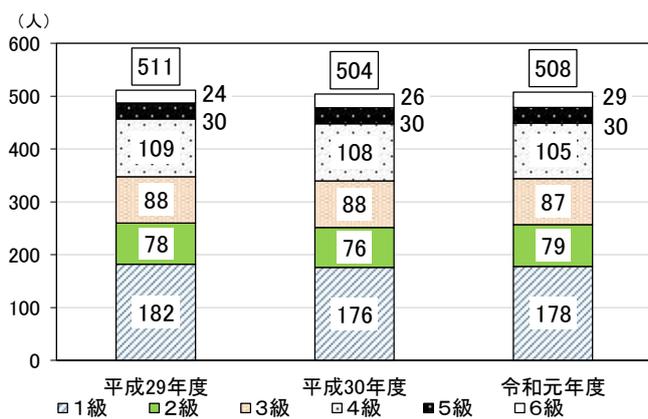
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障害	5.1	5.6	4.7
聴覚平衡機能障害	6.5	6.5	6.7
音声言語機能障害	1.0	0.8	1.0
肢体不自由(※)	52.8	51.4	52.0
内部障害	34.6	35.7	35.6
合計	100.0	100.0	100.0

(福祉課)

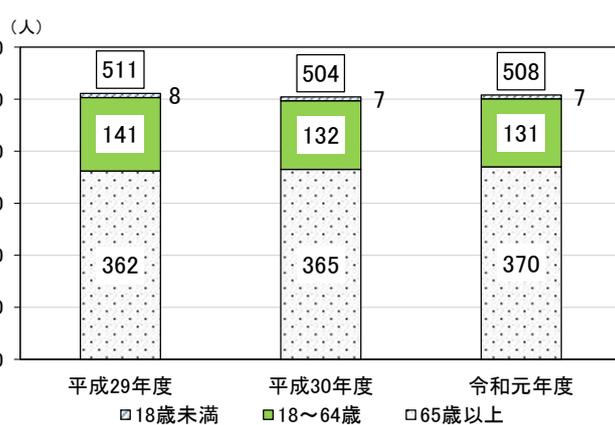
### ※肢体不自由

病気やケガなどによって、四肢(上肢・下肢)や体幹機能に障がいがあるため、日常生活における動作や姿勢維持が難しい状態をいいます。

〈等級別〉



〈年齢別〉



(%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1級	35.6	34.9	35.0
2級	15.3	15.1	15.6
3級	17.2	17.5	17.1
4級	21.3	21.4	20.7
5級	5.9	5.9	5.9
6級	4.7	5.2	5.7
合計	100.0	100.0	100.0

(%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18歳未満	1.6	1.4	1.4
18~64歳	27.6	26.2	25.8
65歳以上	70.8	72.4	72.8
合計	100.0	100.0	100.0

(福祉課)

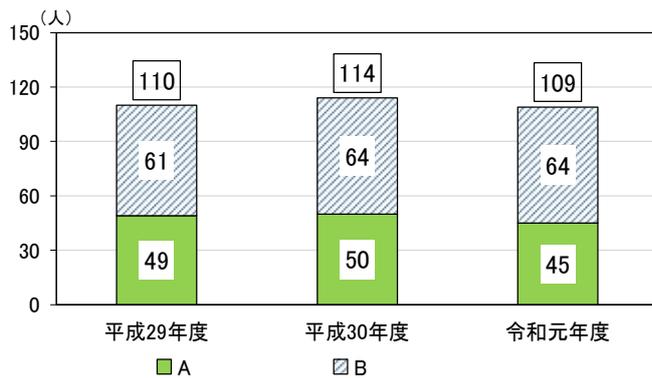
### ③知的障がい者（児）

療育手帳所持者数の等級別の割合は、中軽度(B)が58.7%、重度(A)が41.3%となっています。

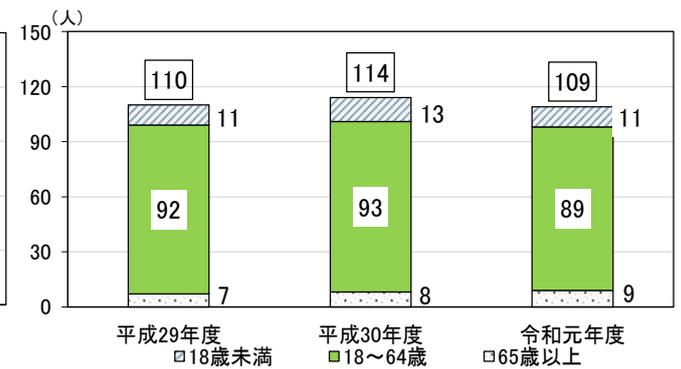
年齢別の割合は、18～64歳が81.6%を占め、18歳未満が10.1%、65歳以上が8.3%となっています。

#### 療育手帳所持者の所持状況（各年度末）

〈程度別〉



〈年齢別〉



(%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A	44.5	43.9	41.3
B	55.5	56.1	58.7
合計	100.0	100.0	100.0

(%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	10.0	11.4	10.1
18～64 歳	83.6	81.6	81.6
65 歳以上	6.4	7.0	8.3
合計	100.0	100.0	100.0

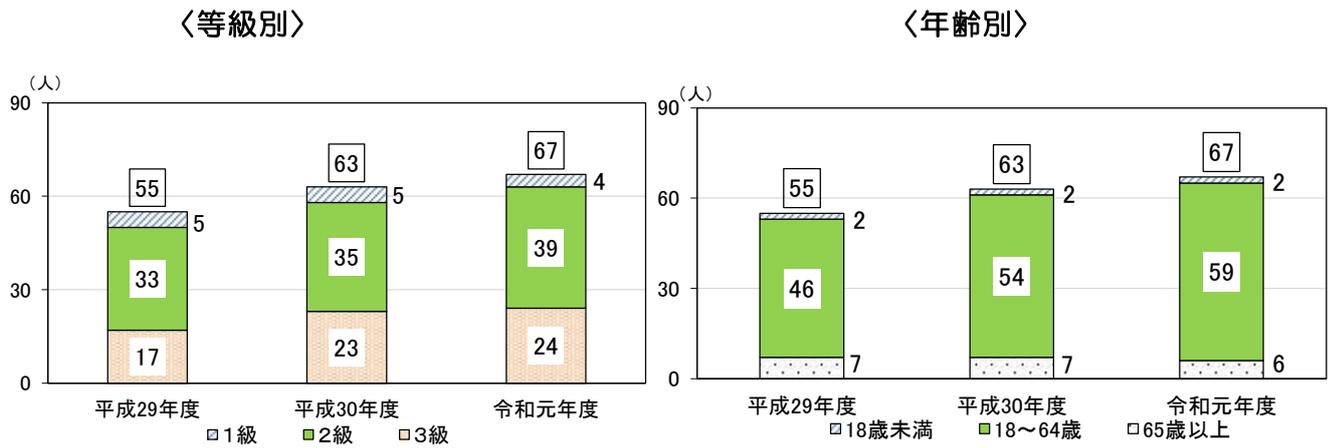
(福祉課)

#### ④精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合は、2級が58.2%と最も多く、3級が35.8%、1級が6.0%となっています。

年齢別では18歳～64歳が88.0%を占め、65歳以上が9.0%、18歳未満が3.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の所持状況（各年度末）



(%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1級	9.1	7.9	6.0
2級	60.0	55.6	58.2
3級	30.9	36.5	35.8
合計	100.0	100.0	100.0

(%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18歳未満	3.6	3.2	3.0
18～64歳	83.7	85.7	88.0
65歳以上	12.7	11.1	9.0
合計	100.0	100.0	100.0

(福祉課)

## ⑤特定疾患患者数

特定疾患医療費助成受給者数は、令和元年度で84人となっています。

### 特定疾患医療費助成受給者の状況 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定疾患医療費助成受給者数	81	90	84

(福島県相双保健福祉事務所 業務概況)

## (3) 助成制度の状況

### ①特別障害者手当等

重度障がい等の方に支給している特別障害者手当等の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

### 特別障害者手当等件数 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別障害者手当	7	9	7
障害児福祉手当	9	7	7
経過的福祉手当	0	0	0
支給者計	16	16	14

(福島県相双保健福祉事務所 業務概況)

### ②重度障害者支援事業

重度障がいの方に医療費を助成する重度心身障害者医療費補助事業は、年度による件数の差はありますが、200件台で推移しています。

在宅で生活する障がいのある方に対する治療・衛生器材を給付する在宅重度障害者対策事業は、現在は約40件で推移しています。人工透析患者に交通費を助成する人工透析患者通院交通費補助事業は増加傾向にあります。

### 重度障害者支援事業件数 (件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
重度心身障害者医療費補助	251	243	237
在宅重度障害者対策	41	42	43
人工透析患者通院交通費助成補助	26	39	39
合計	318	324	319

(福島県相双保健福祉事務所 業務概況)

## (4) 居住状況

令和2年4月現在、福島県外に避難する方の手帳種類別内訳は、身体障害者手帳所持者が83人、療育手帳所持者が13人、精神保健福祉手帳所持者が10人、合計で106人となっています。

富岡町を含む双葉郡内の町村を除いた福島県内に避難する方につきましては、身体障害者手帳所持者が349人、療育手帳所持者が76人、精神保健福祉手帳所持者が50人で合計が475人となっています。そのうち約47%がいわき市、約26%が郡山市へ避難している状況です。

各居住先において地域事情が異なるため、円滑に福祉サービスへ繋がられるかが課題ではありますが、今後も利用者の居住先に関わらず、円滑にサービス利用に繋がられるよう関係機関と調整、連携を図っていきます。

### 各手帳所持者数の居住先（令和2年4月現在）

全年齢（重複あり）

(人)

NO	居住先	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	居住地別合計
①	富岡町内	34	4	5	43
②	双葉郡内(①を含まず)	13	10	3	26
③	福島県内(①、②を含まず)	349	76	50	475
④	福島県外	83	13	10	106
合計		479	103	68	650

65歳未満（重複あり）

(人)

NO	居住先	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	居住地別合計
①	富岡町内	5	4	4	13
②	双葉郡内(①を含まず)	8	13	3	24
③	福島県内(①、②を含まず)	113	67	45	225
④	福島県外	25	15	10	50
合計		151	99	62	312

(福祉課)

## 2 福祉に関するアンケートからみられる状況

### (1) 福祉に関するアンケート調査概要

#### ■ 実施要領

基準日：令和2年7月1日

対象者：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを利用されている方とそのご家族

調査方法：郵送による配布・回収

調査時期：令和2年7月8日～24日

#### ■ 回答状況

対象者	障害者手帳を交付されている方、 障がい福祉サービスを利用されている方など
配布数	301 件
回収数	133 件
回収率	44.2%

### (2) 困りごと・必要な支援

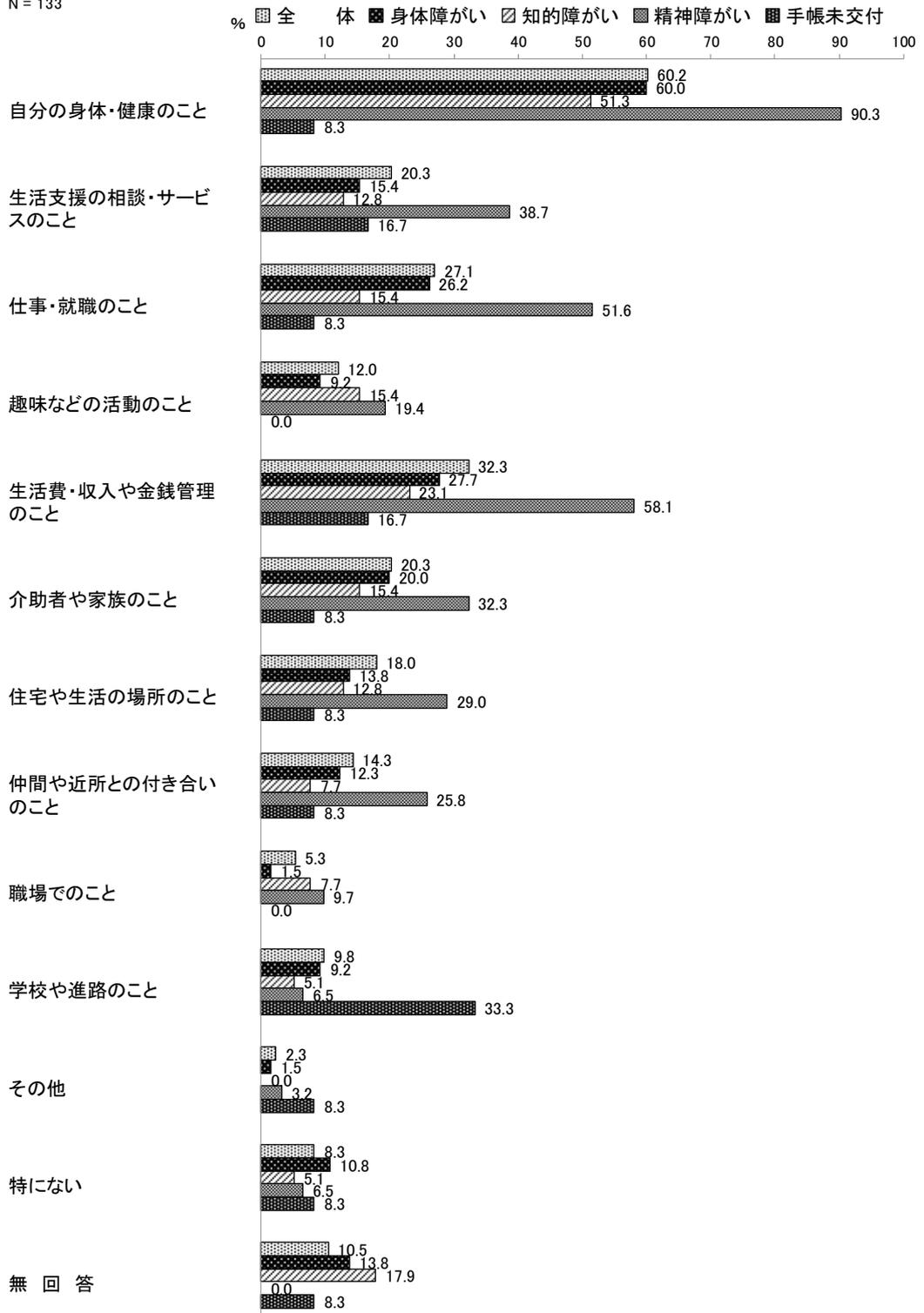
#### ■ ふだんの生活で困っていることや不安に思っていること

「自分の身体・健康のこと」が60.2%と多く、「生活費・収入や金銭管理のこと」が32.3%、「仕事・就職のこと」が27.1%、「生活支援の相談・サービスのこと」と「介助者や家族のこと」がともに20.3%と続いています。

精神障がいでは「自分の身体・健康のこと」が90.3%、「生活費・収入や金銭管理のこと」が58.1%、「仕事・就職のこと」が51.6%、「生活支援の相談・サービスのこと」が38.7%とそれぞれ多くなっています。

問38 困っていることや不安なこと〔%・複数回答〕

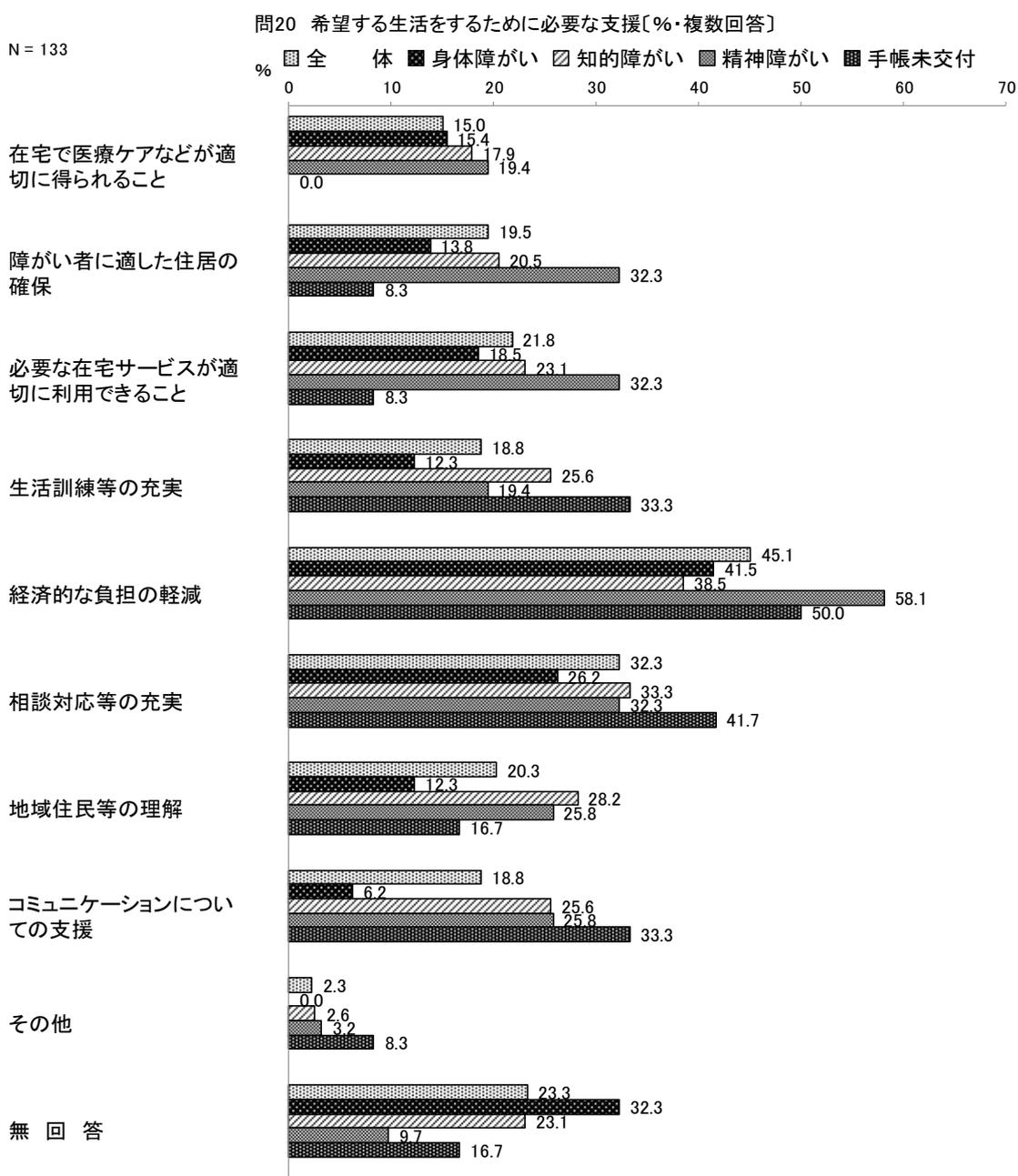
N = 133



## ■ 地域で生活するためにあればよいと思う支援

「経済的な負担の軽減」が45.1%と多く、「相談対応等の充実」が32.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が21.8%、「地域住民等の理解」が20.3%、「障がい者に適した住居の確保」が19.5%と続いています。

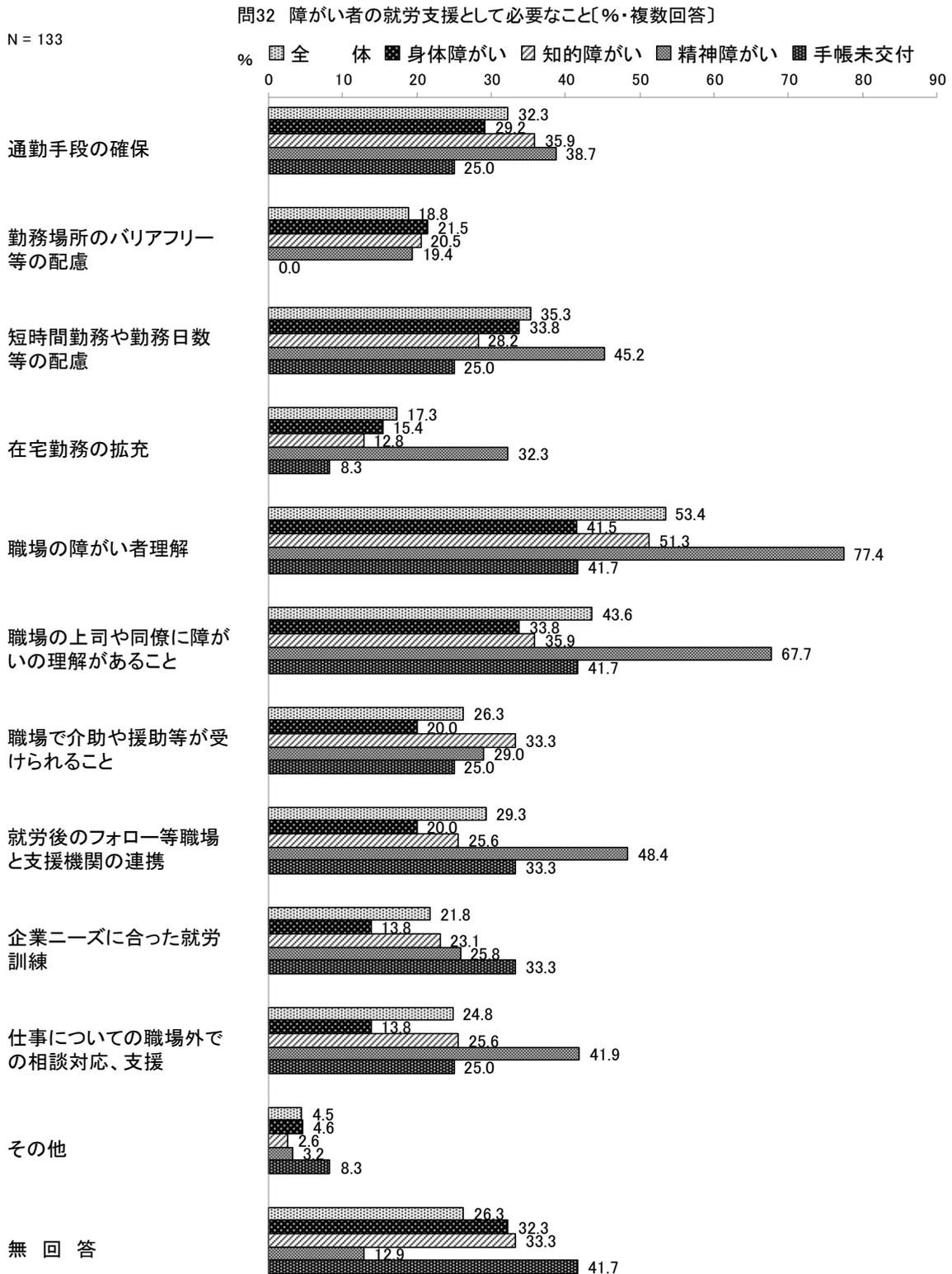
知的障がいでは「地域住民等の理解」が28.2%と多く、また精神障がいでは「経済的な負担の軽減」が58.1%、「障がい者に適した住居の確保」と「必要な在宅サービスが適切に利用できること」がともに32.3%とそれぞれ多くなっています。手帳未交付では「相談対応等の充実」が41.7%、「生活訓練等の充実」と「コミュニケーションについての支援」がともに33.3%とそれぞれ多くなっています。



## ■ 障がい者の就労支援として必要だと思うこと

「職場の障がい者理解」が53.4%と多く、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が43.6%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が35.3%、「通勤手段の確保」が32.3%と続いています。

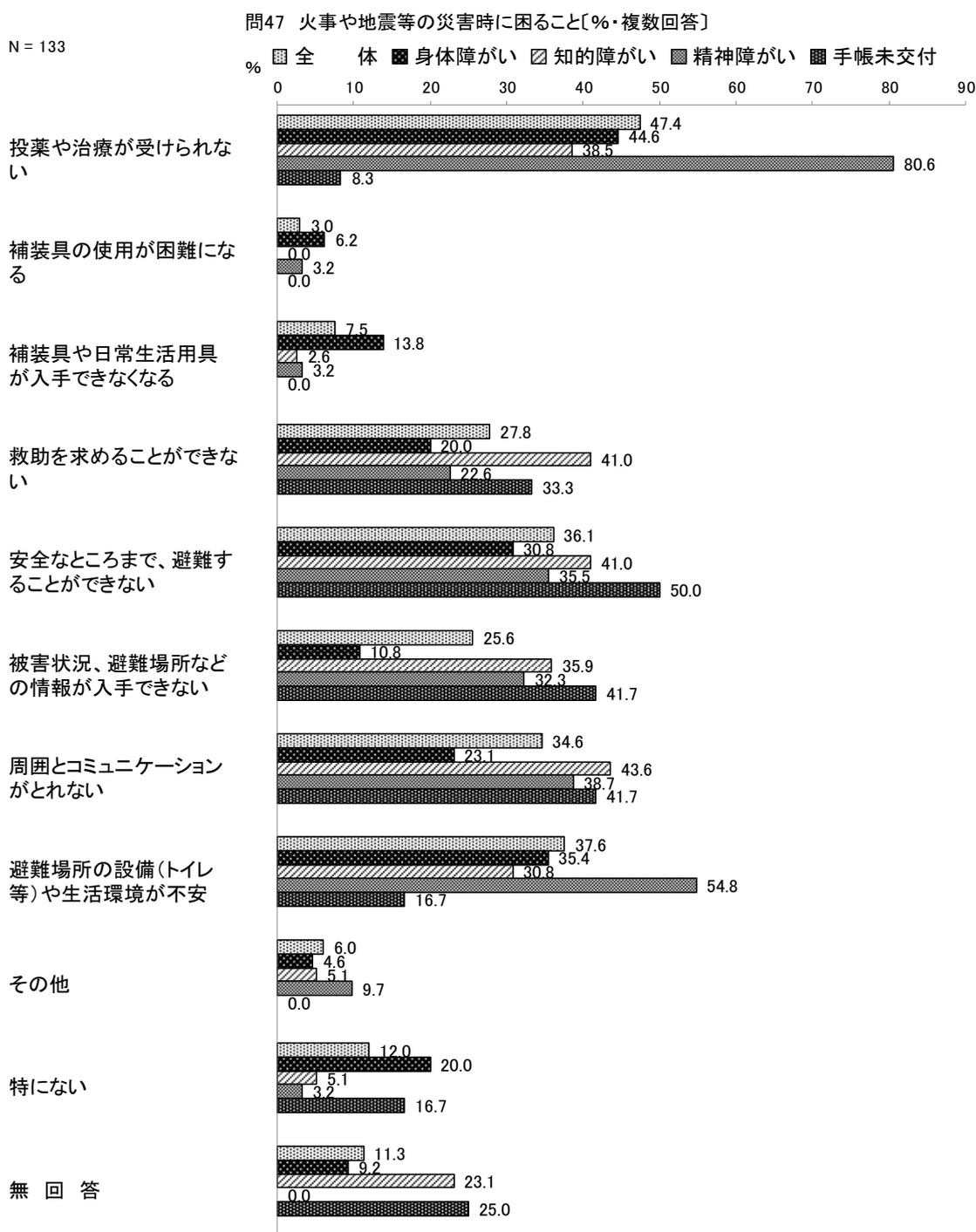
精神障がいでは「職場の障がい者理解」が77.4%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が67.7%となっています。



## ■ 火事や地震等の災害時に困ること

「投薬や治療が受けられない」が47.4%と多く、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が37.6%、「安全なところまで、避難することができない」が36.1%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が34.6%と続いています。

精神障がいでは「投薬や治療が受けられない」が80.6%、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が54.8%とそれぞれ多く、前回調査と比べいづれの項目も多くなっています。また、手帳未交付で「安全なところまで、避難することができない」が50.0%と多くなっています。





## 第3章 計画の基本理念等



# 1 基本理念と基本目標

## (1) 基本理念

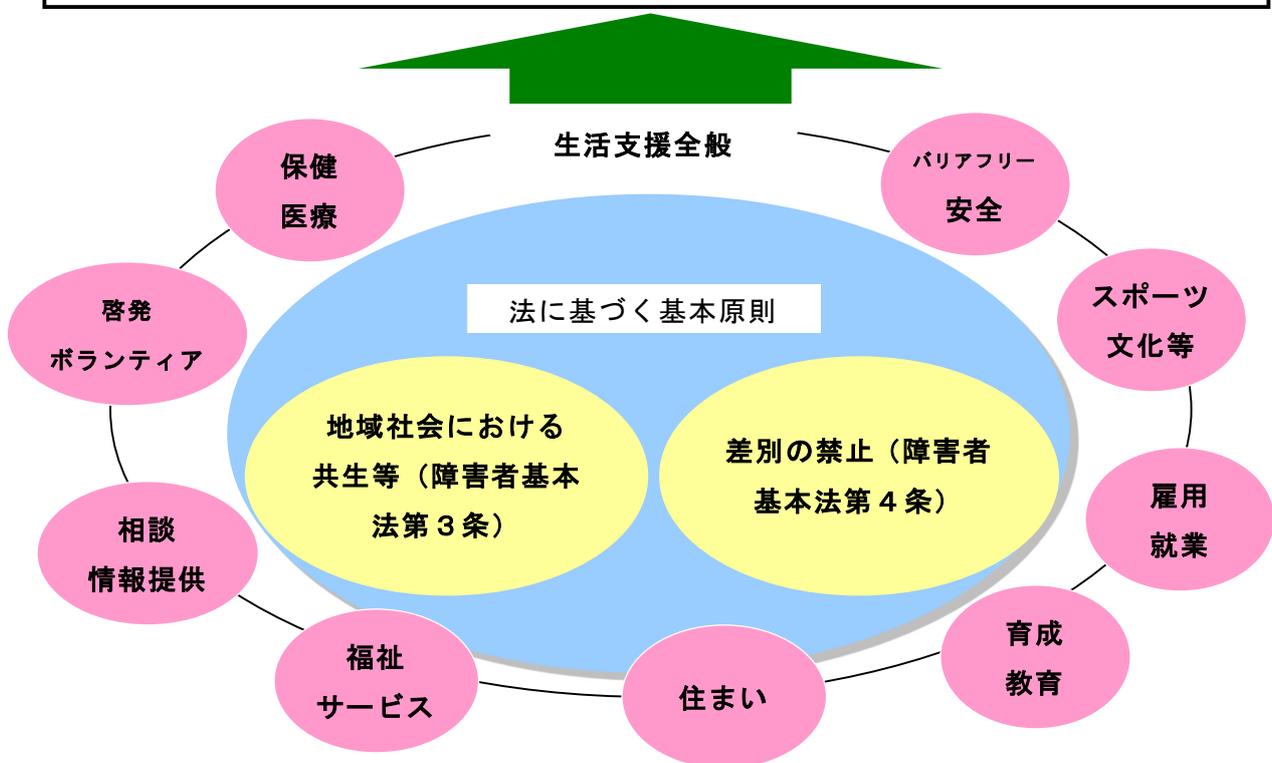
### ①基本理念

震災前、町内には地域や家族による支え合いの機能が存在しましたが、震災により全町避難となって以降は、居住地の点在化や家族の分離によって、人とのつながりや支え合いの基盤が弱まってしまいました。そのような状況下、居住地での孤立化によって生き辛さを感じたり、個人や世帯単位で複数の課題を抱え複合的な支援が必要となるといったケースが浮き彫りとなってきています。地域で安心して心豊かに生活を送るためには、相互理解、支え合いが必要不可欠です。

本町では「障がいの有無に関わらず、すべての町民が互いに人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現」を理念としてきましたが、本計画においても継続して理念として推進していきます。

#### 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、すべての町民が互いに人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現



#### 支援の方針

①居住地を問わず自立と社会参加への支援

②地域生活への支援

## 法に基づく基本原則【障害者基本計画（第4次）より】

### 地域社会における共生等（障害者基本法第3条）について

地域社会における共生等については、以下の点を前提として進めていくことが基本となっています。

障がい者が障がいの有無に関わらず、地域や経済、文化等のあらゆる分野において、社会参加の機会が確保されていること。

また、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

さらに、十分な情報を得られ、適切に判断することができるように、障がいの特性に応じた意思疎通支援や適切な方法で情報が提供されるとともに、情報の利活用のための手段について、選択の機会の拡大が図られていること。

### 差別の禁止（障害者基本法第4条）について

差別の禁止については、以下の点を前提として進めていくことが基本となっています。

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為が禁止されなければならないこと。

また、障がいのある者が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、その除去を必要としている障がい者が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない場合は、それを怠ることによって障がいを理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこと。

なお、前述の障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、障害者差別解消法が制定されるとともに、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律。昭和35年法律第123号）が改正されており、これらに基づき障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進める。

## ②基本視点

前計画では「障がいの有無に関わらず、すべての町民が互いに人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現」を基本理念として、障がい者施策の推進にあたってきました。その目標を達成するため、本計画においても障がいがある方の居住状況に応じた支援策を引き続き講じていきます。その実現のために、下記の4つの基本的な視点のもとに事業の計画と実施を行います。

### 地域福祉の視点

町民一人ひとりが障がいや障がいのある方を取り巻く問題に関心を持ち、それぞれの立場を理解し、差別や偏見の解消に努め、共に助け合う地域社会を目指し、自助(自ら行う事)、互助(見守りや支え合い)、共助(費用負担が制度的に裏付けられたもの)、公助(公的福祉サービス)の連携と当事者の参画により、誰もが住みやすい環境を目指します。

### 主体性・自主性の尊重

誰もが人間としての尊厳を尊重され、個々の能力や適正を生かして、さまざまな分野に主体的・自立的に参加できる福祉社会を目指します。

### 関係分野の連携強化

障がいのある方の生活を総合的に支援し、生活の質の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育・雇用等関係分野の連携強化を目指します。

### 支援基盤の整備

町は福祉事業所をはじめとした各関係機関と連携し、居住先の社会資源を活用しながら、福祉サービスが必要な方一人ひとり、そしてそれを支える家族等含めた包括的な支援に努めます。

## 2 施策の方向及び体系

本計画の施策の方向及び体系については、国における法改正等の動向や「障害者基本計画(第4次)」に盛り込まれた施策等を踏まえつつ、次の5つとします。

### 基本目標 1 地域共生社会の推進

地域共生社会の実現に向け、様々な背景を持つ町民が、住み慣れた地域で分け隔てなく生き生きと暮らすことができるよう、障がい、障がいのある方への理解を深めるために啓発活動の取組を行い、相互に人格や尊厳を尊重し、ともに支え合える地域づくりを推進します。

### 基本目標 2 地域生活の充実

障がいのある方が自らの意思決定により自立した生活を送れるよう、また一人ひとりの状況にあわせて必要なサービスが利用できるよう、相談支援体制の整備等、生活の質の向上が図られるよう支援します。

### 基本目標 3 保健・医療の充実

障がいのある方の健康支援を図るため、各種健診、検診の受診推奨と保健事業への参加促進を図ります。

### 基本目標 4 社会参加の促進

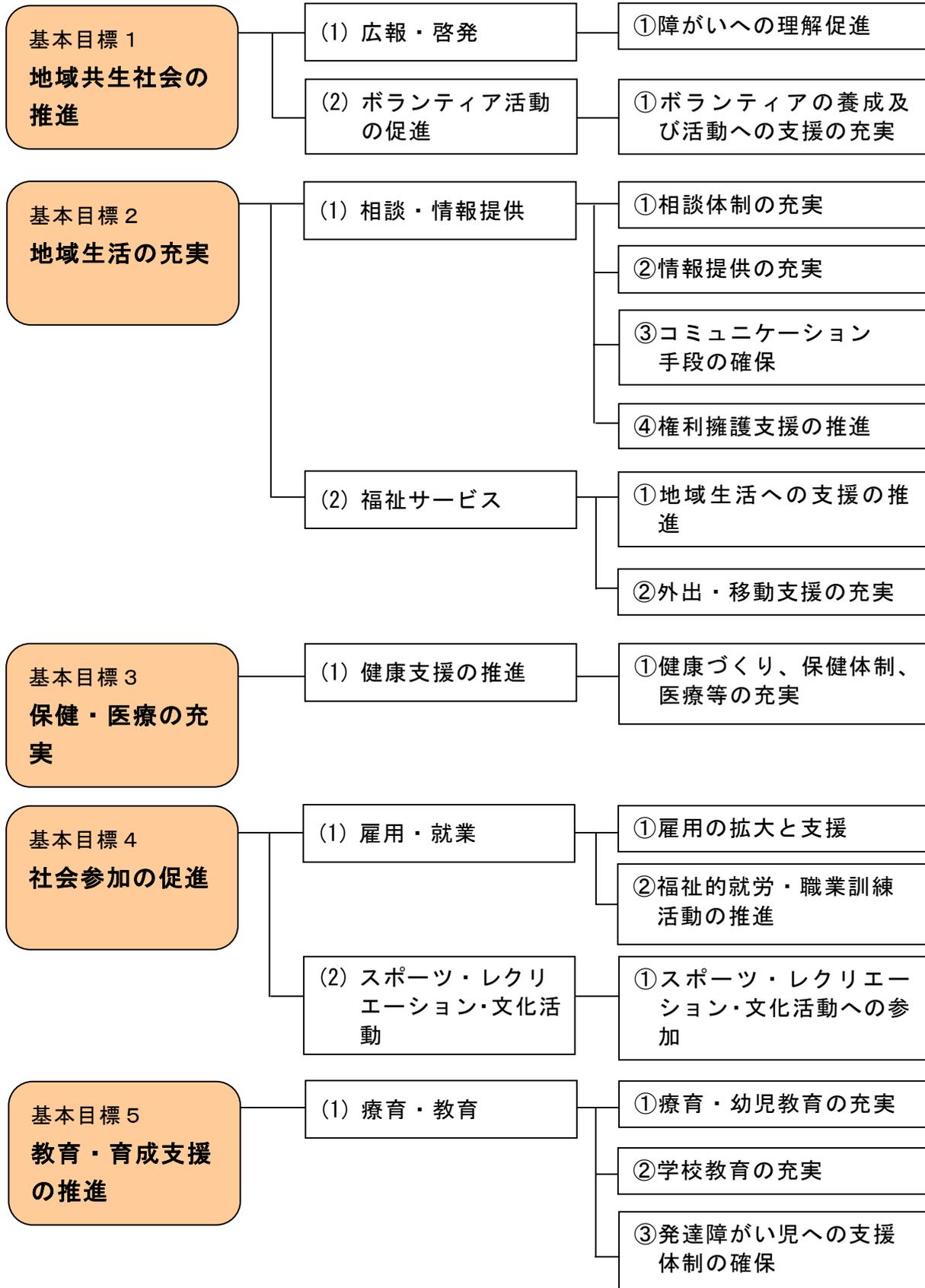
障がいのある方が誇りと生きがいを持って働くことができ、社会の構成員の一人として主体性を発揮し、生き生きとした生活を送れるよう、それぞれの特性や能力に応じた学習の機会、雇用の機会、日中活動の場などの確保、さらに、余暇時間を利用した文化・スポーツ活動やレクリエーション活動への参加促進を図ります。

### 基本目標 5 教育・育成支援の推進

療育や特性への配慮を要する子どもに対して、ライフステージごとに切れ目のない支援を行う体制の整備を目指し、特性や年齢に応じた支援、教育が行われ、各自の持つ適性や才能が十分に発揮できるよう支援します。

施策の体系

計画の基本理念及び基本目標を踏まえつつ、施策の方向と体系に沿って、障がい者施策全般の充実に向けた事業や活動を展開していきます。





## 第4章

### 第3期障がい者基本計画



# 基本目標 1 地域共生社会の推進

## (1) 広報・啓発

### ①障がいへの理解促進

#### 【基本方針】

誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある方に対する正しい理解の促進に向けた情報提供を継続的に実施するほか、住民同士のふれあいを通じた、相互理解・交流の取組を推進します。

#### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
障がい者理解を深めるための取組	広報紙やホームページ等を活用し、町民に対し、障がいや障がい者差別防止に関する理解促進を図ります。
	障がいを理由とした不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害がないように、また社会的障壁の除去のため、合理的配慮の必要性についての理解を深めるため、職員向けに研修等の開催を検討します。
	双葉地方地域自立支援協議会ほんにん部会(P.65-66参照)が実施する障がいのある方による活動(講演会・広報)を効果的に周知します。
	障がいへの理解と関心を高めるため、学校活動や生涯学習活動での福祉教育の推進を図ります。
交流の促進	町の広報紙やホームページ等を活用して、交流活動やイベントの案内を積極的に行います。 催しの実施にあたっては、富岡町文化交流センター学びの森や富岡町地域交流館、整備中である富岡町共生型サポート拠点等の町内の各種施設を活用し、福祉関係機関や団体などと協力しながら、障がいのある方が地域活動へ積極的に参加できるように努めます。
障がい者団体等の活動への支援	障がいのある方や、その家族が集まる場や相談しあえる機会として、ピア・カウンセリングに関する研修の情報提供に努め、障がい者団体等の活動を推進するために必要な支援を行います。

## ※富岡町地域交流館（富岡わんぱくパーク）とは

富岡町地域交流館は、子どもの体力の向上、運動不足の解消、子育て世帯の交流促進を図るための屋内運動施設です。

### ①整備施設

子どもの屋内遊び場

### ②整備機能

子どもの屋内遊び場機能、交流機能

### ③整備地

富岡町大字小浜字中央384番地の3(さくらモールとみおかに隣接)

### ④開所日

令和3年3月28日



地域交流館（富岡わんぱくパーク）

## ※富岡町共生型サポート拠点とは

地域共生社会の実現に向け、様々な背景を持つ町民が自由に分け隔てなく、生き生きと交流できるように、そして町民の健康増進及び福祉向上を図り、安心して町内で生活ができるよう、様々な福祉・介護サービスによる支援の実施を目的として整備する拠点施設です。

### ①整備施設

トータルサポートセンター、特別養護老人ホーム

### ②整備機能

福祉・介護機能、介護予防機能、交流サロン機能、防災機能(福祉避難所)

### ③整備予定地

富岡町立富岡第二小学校跡地

### ④開所予定日

令和4年春頃



富岡町共生型サポート拠点（整備イメージ）

## (2) ボランティア活動の促進

### ①ボランティアの養成及び活動への支援の充実

#### 【基本方針】

ボランティア活動について、広報等を通じて町民意識の醸成と参加を促進します。また、ボランティア養成講座の支援に努めます。

#### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
ボランティア活動に対する町民意識の醸成と参加の促進	富岡町社会福祉協議会と連携し、各種福祉イベント等で広報を行うなど町民参加の促進を図ります。
各種ボランティア確保・育成	富岡町社会福祉協議会によるボランティアセンターを中心とした各種ボランティア養成講座への参加促進を図ります。
ボランティア体験学習の推進	富岡町社会福祉協議会によるボランティアセンターを中心として、児童・生徒を対象とし、社会福祉施設でのボランティア体験学習を推進します。
ボランティア連絡協議会の活動の支援	富岡町社会福祉協議会によるボランティアセンターを中心に各種ボランティア団体をメンバーとするボランティア連絡協議会の活動の支援を検討します。

## 基本目標２ 地域生活の充実

### (1) 相談・情報提供

#### ①相談体制の充実

##### 【基本方針】

障がいのある方やその家族等が気軽に相談できる体制の整備に努めるとともに、相談支援事業者その他関係機関との連携を強化し、ケアマネジメントの充実を図ります。

##### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
相談体制の充実	障がいのある方や、障がいのある方を支える家族等からの相談を受け止め、必要な情報提供や福祉サービスの利用支援をできるよう、町や相談支援事業所、その他関係機関の連携の下、幅広く専門性のある相談体制の充実を継続して図ります。
相談窓口の利用促進	相談窓口の周知を図るとともに、プライバシーの配慮などを充分に行い、身近で信頼できる相談窓口となるように努め、利用促進を図ります。

#### ②情報提供の充実

##### 【基本方針】

町広報紙やホームページ等を通じた情報提供の充実を図り、視覚障がいや聴覚障がいのある方にも配慮した情報提供と意思疎通支援に努めます。

##### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
福祉制度案内の充実	「福祉制度案内」のパンフレットやホームページを活用し各種制度の周知を継続して図ります。
インターネットや広報紙等を通じた福祉情報の提供	広報紙やホームページ等を活用した周知を図ります。また、障がいのある方へ配慮した周知に努めます。

### ③コミュニケーション手段の確保

#### 【基本方針】

必要な時にコミュニケーション支援が受けられるよう、手話通訳者等の派遣を継続実施するとともに、手話奉仕員等の養成を検討します。

#### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
手話通訳者等の派遣	福島県聴覚障害者協会と連携し、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣できる体制を継続します。
手話奉仕員等の養成	手話奉仕員等の養成について検討します。

### ④権利擁護支援の推進

#### 【基本方針】

判断能力が充分でないために権利が侵害される恐れのある人々が安心して自立した生活を営むことができるよう、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知と活用の促進を図るとともに支援体制の整備を検討します。

また、障がい者虐待防止・障がい者差別解消の推進に向けて、法律の周知とその支援体制の整備を検討します。

#### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
成年後見制度の周知	成年後見利用支援事業の充実と周知、制度の利用の促進を図り、支援や助成を行うよう努めます。
障がい者虐待防止・障がい者差別解消の推進	障がい者への虐待防止や差別解消に関する理解、普及啓発に努めます。 また、障がい者虐待防止に向けたマニュアルの作成、障がい者虐待時の居室確保のため、双葉郡8町村共同で各事業所との協定締結を目指します。
日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）	富岡町社会福祉協議会が実施する、あんしんサポートの利用を通し、障がいのある方等が自ら希望する生活を送れるよう、権利擁護に努めます。

## (2) 福祉サービス

### ①地域生活への支援の推進

#### 【基本方針】

地域における生活を支援するため、一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供できるよう、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスをはじめとした各種福祉サービスの供給量の確保に努め、日常生活の自立に欠かせない福祉機器の周知や活用促進を図ります。また、障がいのある方を支える家族等に対する支援の実施など、個人だけでなく包括的な支援の充実を図ります。

#### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
在宅支援福祉サービスの充実	在宅等の地域での生活を望む障がいのある方に対し、個々の障がいや状況に応じ、また、ニーズに合ったサービスを提供できるようサービス内容の充実と供給量の確保に努めます。
グループホーム等への入居支援	特定障害者特別給付費等の家賃助成の周知を図るとともに、障がい者グループホーム等の利用支援に努めます。
補装具や日常生活用具給付等の実施	補装具や日常生活用具の支給について、難病患者の利用や、現状やニーズを踏まえた品目の充実を図りながら、利用を支援します。
年金・手当等給付の利用の促進	障害基礎年金、特別児童扶養手当などの周知、相談の充実に努めます。 また、障害年金受給対象への制度周知・支援のための学校・医療機関等との連携に努めます。
難病患者への支援体制の充実	医療機関等と連携を図り、医療相談や療養生活に関する相談・支援などの充実に努め、ホームヘルパーの派遣、ショートステイ、日常生活用具の給付等の福祉的な施策との連携を推進します。
地域生活を支援するための福祉サービス等の充実	障がいのある方の地域での生活を支援するため、地域共生社会の実現に向け整備している富岡町共生型サポート拠点における、障がい福祉サービス等の展開を検討していきます。

## ②外出・移動支援の充実

### 【基本方針】

障がいのある方の社会参加等の促進のため、多様なニーズに応えられるよう、外出・移動支援の充実に努めます。

### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
移動支援サービスの充実	居所地の福祉資源を活用し、円滑な利用への支援に努めます。
交通割引制度の周知	身体障がい、知的障がいのある方が利用できる交通割引制度の周知に努めます。
自動車改造費助成制度の推進	重度の身体障がいのある方が社会参加を目的に車両を改造する場合の自動車改造費助成制度を推進します。
自動車運転免許取得費助成制度の推進	障がいのある方の日常生活の利便性の向上及び社会参加の促進のため、自動車運転免許取得費助成制度を推進します。

## 基本目標3 保健・医療の充実

### (1) 健康支援の推進

#### ①健康づくり、保健体制、医療等の充実

##### 【基本方針】

障がいの早期発見及び早期支援、障がいのある方の健康支援のため、各種健(検)診の受診推奨と保健事業への参加を促進します。

##### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導の実施	医療機関の協力の下、町内での実施体制を整備します。健康診査の結果を踏まえて、乳幼児の発育発達の促進及び育児期の家族を支援するために、必要に応じて家庭訪問や健康相談を継続して実施します。
健康づくり推進体制の総合的な整備	障がいや特性への配慮に努めつつ、特定健診、がん検診等の受診勧奨や健康相談会等への参加促進、特に町内での総合健診、がん検診等を充実させ、町居住者の健(検)診への参加促進を図ります。また、健診事後指導の充実を図るとともに、特定保健指導や重症化予防事業の実施体制を整備します。
心の健康づくり支援体制の整備	メンタルヘルスに関する知識の普及に努め、ふくしま心のケアセンターをはじめとする関係機関との連携を維持し、心の健康が保てるように住民に対する相談支援体制の構築を図ります。
公費負担医療の推進	障がいのある方の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるように自立支援医療、重度障害者医療費の助成による公費負担医療を推進します。
医療的ケア児への支援体制の構築	必要に応じ、支援体制の構築ができるよう努めます。

## 基本目標４ 社会参加の促進

### (1) 雇用・就業

#### ①雇用の拡大と支援

##### 【基本方針】

障がいのある方の就労機会への支援のため、障害者就業・生活支援センターの活用促進に努めます。

##### 【施策の方向】

事業名	事業内容
障害者就業・生活支援センターの活用促進	障がいのある方や、その家族、事業主等の就労に関する相談対応や支援を行う障害者就業・生活支援センターの活用を促進します。
町職員の障がい者雇用の充実	地域の実情を踏まえ、採用計画に基づき、障がい者雇用の促進に努めます。
双葉地方地域自立支援協議会しごと部会との連携	障がいのある方の就労支援を目的とした情報提供のため、双葉地方地域自立支援協議会しごと部会との連携、情報共有に努めます。

#### ②福祉的就労・職業訓練活動の推進

##### 【基本方針】

障がいのある方の福祉的就労の場やその他日中における活動の場の確保に努めるほか、工賃の向上に向けて、障害者優先調達推進法に基づき、必要な取組を実施します。

##### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
日中における活動の場の確保	一般就労が困難な障がいのある方の日中における活動の場の確保に努めます。
障がい者優先調達の推進	本町における物品等の調達について、障がい者就労施設等から優先的に購入することを推進します。 また、双葉地方地域自立支援協議会しごと部会(P.65-66参照)と連携し、事業所支援等に努めます。

## (2) スポーツ・レクリエーション・文化活動

### ①スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加

#### 【基本方針】

障がいのある方の社会参加、健康増進、相互理解の促進のため、自主的・主体的な芸術・文化・スポーツ活動への支援及び推進に努めます。

#### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
生涯学習講座受講の支援	多様な学習活動に参加できるよう、開催状況や利用ニーズをとらえながら、学習活動への参加支援、参加しやすい環境づくりを検討します。
障がい者スポーツ大会参加への支援	スポーツ活動の振興を図るため、障がい者スポーツ大会への参加についての対応を検討します。
スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動への参加について、開催状況やニーズをとらえながら対応を検討します。
創作活動の発表機会の拡充	障がいのある方の理解促進、発表機会の創出を目的に、富岡町社会福祉協議会が主となって開催する「福祉まつり」における制作作品の発表機会を継続しつつ、その他の開催の機会を検討します。

## 基本目標5 教育・育成支援の推進

### (1) 療育・教育

#### ①療育・幼児教育の充実

##### 【基本方針】

療育や特性への配慮を要する子どもの早期発見・早期支援により、乳幼児期、学童期、成人のライフステージごとに切れ目のない支援を行う体制の整備に努めます。

##### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
療育相談の充実	療育や特性への配慮を要する子どもへの支援、保護者への情報提供提供及び相談等を行うため、療育相談の機会の充実を図ります。
早期療育の充実	双葉郡内に療育施設がないため、関係機関の協力を得て、町で療育教室の開催を検討します。また、療育に関する理解促進、療育訓練等の実施に向け、体制を整備します。
児童発達支援事業の推進	療育が必要な児童が心身の発達に応じて健全な社会生活を送れるよう、児童発達支援事業を活用した療育支援の推進をします。
子育て支援センター (富岡町立にこにこ子ども園内)	未就園の児童とその保護者を対象に、富岡町立にこにこ子ども園子育て支援センターで行っている育児相談や保護者同士の交流の促進のため、更なる周知を図ります。
子育て世代包括支援センター	妊産婦及び乳幼児のいる家族の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、関係機関連携のもと家族の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことで、妊婦期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する体制を構築します。
保育・教育施設の障がい児の受け入れ	すべての子どもが地域で共に育つことができる環境づくりに努めます。
「成長の記録ノートふたば」の活用	双葉地方地域自立支援協議会内、こども部会(P.65-66参照)で作成した「成長の記録ノートふたば」の活用を検討します。

## ②学校教育の充実

### 【基本方針】

障がいのある児童生徒が充実した学校生活を送ることができるように、教職員の研修や学校施設の整備に努めるほか、専門的な指導や支援が行えるよう、専門機関等との連携による支援を図ります。

### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
特別支援教育の推進	障がい等により支援が必要な子どもそれぞれの個別の教育支援計画を立て、健やかな成長と教育が推進されるように、特別支援教育を推進します。 障がい児の理解や指導のための専門研修を行うなど、教職員の指導力向上のため、教職員研修の充実を図るとともに、学校のバリアフリー化など環境の向上に努めます。
放課後児童健全育成事業における障がい児受け入れの充実	障がい児の放課後の居場所として、状況やニーズをとらえながら、受け入れについて検討します。
専門機関等との連携による支援	障がいのある児童生徒に関する専門的な指導や支援が行えるよう、関係行政機関をはじめ、障がい児施設や特別支援学校等の専門療育・教育機関などの専門機関等との連携による支援教育に努めます。
就学指導・進路相談の充実	適切な就学相談が行えるように、本人及び保護者の意向、障がいの状況を踏まえ、保健・医療・福祉・教育の各分野の連携を強化し、プライバシーに配慮しながら対応します。進路相談については、本人及び保護者の意思に基づいた選択が可能となるように、地域の福祉・就労関係機関との連携強化や職業教育の充実など、進路相談体制の充実を図ります。

## ③発達障がい児への支援体制の確保

### 【基本方針】

小・中学校において、学習障がい・注意欠陥多動性障がい等のある児童生徒に対して、適切な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画に基づく一人ひとりに応じた支援に努めます。

### 【事業及び取組】

事業名	事業内容
個別の教育支援計画	特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりに応じた支援に努めます。



## 第5章

### 第6期障がい福祉計画



# 1 基本視点

---

本町では町民の居住地に関わらず、地域の状況をとらえ、国等の考え方に基づいた障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを充実させ、障がい者支援施策を共有、共に生きる環境づくりを進めていきます。

## ■ 基本視点 1 自己決定、自己選択の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

## ■ 基本視点 2 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実、周知

障害者手帳所持者のみならず、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者及びサポートを必要とする児童が、身近な地域で障がい種別を問わず障がい福祉サービスを受けることができるよう、町が実施主体となり、県の適切な支援等を通じて、対象者へのサービス周知、充実に努めます。

## ■ 基本視点 3 地域生活移行の推進

地域生活への移行や地域生活の継続の支援といった課題に対応するとともに、障がいのある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい者差別の解消、障がい者向けの防災対策、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

## ■ 基本視点 4 就労支援の強化

障がいのある方の社会参加、自立を促進するため、障がい者の一般雇用促進や作業所工賃の向上等、県、圏域、事業所、企業等と連携し、就労支援の強化に努めます。

「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(最終改正 令和2年厚生労働省告示第二百十三号)に基づき、第6期障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画)を策定するにあたって、留意すべき点を挙げると次の通りです。

### ■ 基本指針の見直しのポイント

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直しの主なポイント

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
- ②福祉施設から一般就労への移行等
- ③「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦相談支援体制の充実・強化等
- ⑧障がい者の社会参加を支える取組
- ⑨障がい福祉サービス等の質の確保
- ⑩障がい福祉人材の確保

## 2 障がい福祉サービス利用状況

第5期障がい福祉計画に掲げた活動指標及び障がい福祉サービスの実施状況は以下のとおりです。

### (1) 自立支援給付（1か月あたり）

#### ①訪問系サービス

##### ■ 居宅介護

身体介護は、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。通院介助は、通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先の受診の手続き、移動等の介助を行います。家事援助は、居宅において調理、掃除、洗濯などの家事の援助等を行います。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	-	12	-	13	-	13
利用時間数(時間)	-	152	-	188	-	185

##### ■ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	-	3	-	3	-	3
利用時間数(時間)	-	28	-	30	-	27

#### ②日中活動系サービス

##### ■ 生活介護

常時介護が必要な障がいのある方に、昼間、食事、排せつ、入浴の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	41	39	42	37	43	35
利用日数(人日)	820	806	840	776	860	731

### ■ 自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持や向上のために必要な訓練を行います。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用日数(人日)	0	0	0	0	0	0

### ■ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある方が、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持や向上のために必要な訓練を行います。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	0	1	0	1	0	1
利用日数(人日)	0	6	0	6	0	6

### ■ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	3	3	3	3	3	2
利用日数(人日)	69	34	69	50	69	36

### ■ 就労継続支援 A 型

一般就労は困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	3	0	3	0	3	0
利用日数(人日)	69	0	69	0	69	0

## ■ 就労継続支援B型

一般就労が困難であり、雇用契約に基づく就労も困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	26	30	26	34	27	33
利用日数(人日)	533	556	533	639	533	664

## ■ 短期入所

居宅において介護を行う者の疾病その他等の理由により、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ又は食事の介護を行います。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	3	3	3	2	4	1
利用日数(人日)	15	10	15	14	20	1

## ③ 居住系サービス

### ■ 共同生活援助

共同生活援助(グループホーム)は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	15	17	16	17	17	17

### ■ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、食事、排せつ、入浴の介護等を行います。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	25	26	25	27	25	27

## (2) 地域生活支援事業

### ① 必須事業

#### ■ 相談支援事業

障がい者(児)やその家族が安心して日常生活又は社会生活を送ることができるように、相談支援事業所で必要な情報の提供や様々な相談支援を行います。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談支援事業(か所)	5	5	5	5	5	4

基幹相談支援機能強化事業(基幹相談支援センター等機能)

平成 29 年より双葉郡圏域で設置

地域自立支援協議会

平成 20 年より双葉郡圏域で設置

#### ■ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する事業です。引き続き事業を継続していきます。

#### ■ 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能の障がいのため、コミュニケーションに支障のある方に、手話通訳者の派遣を行います。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者派遣事業(回)	3	0	3	0	3	0
要約筆記者等派遣事業(回)	0	0	0	0	0	0

## ■ 日常生活用具給付事業

在宅の重度身体障がい者(児)の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付(貸与)します。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
介護・訓練支援用具(件)	3	0	3	0	3	0
自立生活支援用具(件)	2	3	2	4	2	4
在宅療養等支援用具(件)	2	5	2	3	2	4
情報・意思疎通支援用具(件)	2	0	2	2	2	2
排泄管理支援用具(件)	250	268	250	254	250	261
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)(件)	1	0	1	2	1	2

## ■ 移動支援事業

単独では外出が困難な障がい者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出の際に必要な介護や支援を行います。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	7	6	8	7	9	7
利用時間数(時間)	430	596	492	386	553	400

## ■ 地域活動支援センター基礎的事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障がい者を有する人等の地域生活支援の促進を図る事業です。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
事業実施数(か所)	0	0	0	0	0	0

※避難状況により事業実施が困難

## ②任意事業

### ■ 日中一時支援事業

家族の就労支援及び介護の一時的な休息を目的に、障がいのある方等の日中における活動の場を確保するものです。困難ケース等の利用により利用者数・利用日数が微増傾向となっています。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	-	2	-	2	-	5
利用回数(回)	-	8	-	7	-	14

### ■ 生活サポート事業

障がいがある方の日常生活の支援に取り組む事業です。

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	-	2	-	2	-	1
利用回数(回)	-	8	-	5	-	5

### 3 障がい福祉サービスの成果目標

令和5年度までの成果目標の設定の要点を踏まえ、本町の成果目標を示します。

#### 成果目標の設定の要点(国の基本指針より)

##### ■ ①福祉施設の入居者の地域生活への移行福祉

- ・令和5（2023）年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和5（2023）年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する

##### ■ ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

都道府県の目標

- ・「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設定する
- ・令和5（2023）年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数をそれぞれ設定する
- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする
- ・入院後6か月時点の退院率を86%以上とする
- ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする

市町村の目標

- ・「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設定する

##### ■ ③地域生活支援拠点等の整備

- ・障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、令和5（2023）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ拠点を整備する

##### ■ ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5（2023）年度の一般就労への移行者数を平成28年度の1.27倍とする
- ・令和5（2023）年度末の就労移行支援事業の利用者を令和元年度末の利用者の2割増とする
- ・移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする
- ・就労定着支援1年後の就労定着率を80%以上とする

## ①福祉施設の入居者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある方が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和5(2023)年度における成果目標を設定します。

### 本町の成果目標設定

項目	目標数値	考え方
施設入所者数(A)	25人	実績値は令和元年度末の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数(B)	3人移行	施設入所からグループホーム等への移行した者の数
	-12.0%	移行割合(B/A)
【目標値】 施設入所者削減見込み(C)	0人減	施設入所者の削減見込み数
	-0%	削減割合(C/A)

## ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神科病院入院患者に対し良質かつ適正な医療の提供を確保するための指針を踏まえ、都道府県は、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を検討するとともに、令和5年度までの目標として、入院後3か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定します。また、市町村においても保健、医療、福祉関係者による協議の場の設定が求められています。

### 本町の成果目標設定

介護分野で導入し定着が進みつつある地域包括ケアシステムの理念や仕組みを活用し、幅広い支援を受けられるようにするため、保健、医療、福祉関係者や外部の専門機関などが情報共有等を通じて連携をするための場を設けます。

### ③地域生活支援拠点等の整備

地域に存在する社会資源を活用して、地域で安心感をもって暮らすことができるよう、相談や一人暮らしの体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ対応体制の確保、地域の体制づくり等の支援機能を組み合わせた地域生活支援拠点の整備を目指し、令和5年度における成果目標を設定します。

#### 本町の成果目標設定

第5期同様に人口規模や社会資源の観点から、町に一つの地域生活支援拠点を整備するのではなく、双葉地方地域自立支援協議会の活動を活用し、周辺自治体や関係機関等と情報共有を図り連携を行いながら、令和5年度末までに地域生活支援拠点に求められる機能が満たされるよう、引き続き双葉郡圏域での整備を図るものとします。

### ④福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行を進めるため、令和5年度に一般就労に移行する者の成果目標を設定します。

#### 本町の成果目標設定

項目	数値	考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	1名	令和2年度実績(0名)を基準に検討する
就労移行支援事業の利用者の増加	1人	就労移行支援の利用者を平成29年度末の利用者(0名)を基準に検討する
就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1か所	町内及び双葉郡内に事業所がないため町内に限らず圏域の各事業所年間実績を増やす方向で、協議検討する
就業移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数	1か所	国の目標に準じて設定する

## 4 障がい福祉サービス等の見込みと確保策

### (1) 障がい福祉サービスの見込み量及び確保策

#### ①訪問系サービス

##### ■ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい等包括支援

##### 【見込み量の考え方】

実績を踏まえながら、居宅介護を中心に同行援護も含め訪問系サービス利用者が微増するものと見込みます。

##### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい等包括支援	実利用者数	人/月	18	19	20
	利用量	時間/月	252	272	292

#### ②日中活動系サービス

##### ■ 生活介護

##### 【見込み量の考え方】

計画期間は35～36人の利用を見込みます。

##### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数	人/月	35	36	36
	利用量	人日/月	735	756	756

## ■ 自立訓練（機能訓練）

### 【見込み量の考え方】

利用者はみられませんが、本計画期間は1人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	10	10	10

## ■ 自立訓練（生活訓練）

### 【見込み量の考え方】

現在の利用状況から、本計画期間は2人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	2	2	2
	利用量	人日/月	12	12	12

## ■ 就労移行支援

### 【見込み量の考え方】

近年は毎年度3人程度の利用がみられることから、本計画期間は3人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	実利用者数	人/月	3	3	3
	利用量	人日/月	59	60	60

## ■ 就労継続支援A型

### 【見込み量の考え方】

利用者はみられませんが、本計画期間は1人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	実利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	10	10	10

## ■ 就労継続支援B型

### 【見込み量の考え方】

第5期計画期間は見込みを超えた利用者数となっており、本計画期間は利用者の微増を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型	実利用者数	人/月	35	37	38
	利用量	人日/月	727	795	870

## ■ 就労定着支援

### 【見込み量の考え方】

就労の状況等を勘案し、計画期間は1～2人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	実利用者数	人/月	1	2	2

## ■ 療養介護

### 【見込み量の考え方】

計画期間は1人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	実利用者数	人/月	1	1	1

## ■ 短期入所

### 【見込み量の考え方】

利用状況を勘案し、本計画期間は各年度2～3人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	実利用者数	人/月	2	3	3
	利用量	人日/月	12	18	18

## ③ 居住系サービス

### ■ 自立生活援助

#### 【見込み量の考え方】

地域生活拠点の確保とあわせ、令和4年度から1人の利用を見込みます。

#### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数	人/月	0	1	1

### ■ 共同生活援助

#### 【見込み量の考え方】

第5期計画期間は見込みよりも多い利用者数となっており、本計画期間は利用者の微増を見込みます。

#### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	実利用者数	人/月	18	19	20

## ■ 施設入所支援

### 【見込み量の考え方】

現在の利用状況と地域移行を踏まえ、本計画期間は利用者数の微減を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実利用者数	人/月	27	26	25

## ④相談支援

## ■ 計画相談

### 【見込み量の考え方】

これまでの利用者数を踏まえ、本計画期間は利用者数の微増を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談	実利用者数	人/年	84	88	92

## ■ 地域移行支援

### 【見込み量の考え方】

令和5年度に1人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	実利用者数	人/年	0	0	1

## ■ 地域定着支援

### 【見込み量の考え方】

令和5年度に1人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	実利用者数	人/年	0	0	1

## (2) 地域生活支援事業の見込み量及び確保策

### ① 必須事業

#### ■ 障がい者理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある方等の理解を深めるため研修・啓発を行う事業です。

#### 【計画期間の見込み量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有

#### 【確保策】

現在未実施の事業となりますが、今後イベントやホームページ等で啓発を行うとともに、他の啓発方法についても検討します。

#### ■ 自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

#### 【計画期間の見込み量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

#### 【確保策】

現在未実施ですが、今後当事者グループ等の活動支援や自発的な取組について支援方法も含め検討します。

## ■ 相談支援事業

### 【計画期間の見込み量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	か所	6	5	5
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

### 【確保策】

平成29年4月より基幹相談支援センターが設置されたことから、更なる連携強化を図り相談支援に取り組みます。また、相談支援事業については、双葉郡8町村共同で県内の各地域(福島市・郡山市・いわき市、双葉郡)に業務委託をし、相談支援体制の充実、確保を図ります。

## ■ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が充分でなく、かつ身寄りがいないなど親族などによる後見等開始の審判の申し立てができない方について、市町村長が代わって申し立てを行ったり、成年後見制度を利用するにあたっての費用を負担することが困難な方に対して、審判の申し立て費用や後見人への報酬助成を行う制度です。

### 【計画期間の見込み量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	1	1	1

### 【確保策】

調査結果からも事業についての周知が不足していることから、ホームページ等を活用し周知徹底を図ります。

## ■ 意思疎通支援事業

### 【計画期間の見込み量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	1	1	1

### 【確保策】

居住地を問わず円滑な利用ができるよう、関係団体との調整を行い、利用の推進をします。

## ■ 日常生活用具給付事業

### 【計画期間の見込み量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件／年	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	4	5	6
在宅療養等支援用具	件／年	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件／年	2	2	2
排泄管理支援用具	件／年	260	265	270
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	2	2	2

### 【確保策】

障がいの特性に合わせた対象用具の拡充や給付基準額の適正化、難病患者の方への支給等、日常生活の支援に努めます。

## ■ 移動支援事業

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数	人／年	8	9	10
	利用量	時間／年	552	621	690

### 【確保策】

居住地を問わず、今後も円滑な利用ができるよう、関係団体との調整を行い、利用の推進をします。

## ■ 地域活動支援センター機能強化事業

### 【計画期間の見込み量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	か所	0	0	1

### 【確保策】

東日本大震災以降休止しておりますが、双葉地方地域自立支援協議会の活動を活用し、周辺自治体や関係機関等と情報共有を図り連携を行いながら、整備や体制の検討に努めます。

## ②任意事業

### ■ 日中一時支援事業

#### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数	人/月	5	6	7
	利用量	回/月	24	28	32

#### 【確保策】

利用者の増加を踏まえ、円滑な利用ができるよう努めます。

### ■ 生活サポート事業

#### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活サポート事業	実利用者数	人/月	2	2	2
	利用量	回/月	6	6	6

#### 【確保策】

利用者の増加を踏まえ、円滑な利用ができるよう努めます。

## 第6章

### 第2期障がい児福祉計画



# 1 障がい児福祉サービスの利用状況

障がい児福祉計画は、P. 39-40の基本視点及び基本指針に基づき、計画を推進します。

## ■ 児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識を身につけたり、集団生活への適応訓練等を行います。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	16	10	18	14	21	15
利用日数(人日)	80	37	90	76	105	110

## ■ 放課後等デイサービス

小学校1年生から高校3年生までを対象に、生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	18	22	21	20	24	21
利用日数(人日)	117	141	136	115	156	116

## ■ 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人)	3	2	4	3	5	7

## 2 障がい児福祉サービスの成果目標

令和5年度までの成果目標の設定の要点を踏まえ、本町の成果目標を示します。

### ■ 成果目標

項目	目標	備考
児童発達支援センターの設置	圏域で1か所	双葉地方地域自立支援協議会を活用し、双葉郡圏域での設置検討を行います。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で1か所	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	圏域で1か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	

## 3 障がい児福祉サービスの見込みと確保策

### ①障がい児通所支援等

#### ■ 児童発達支援

##### 【見込み量の考え方】

現在の利用状況を踏まえ、本計画期間は利用者の微増を見込みます。

##### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数	人/月	20	22	24
	利用量	人日/月	120	132	144

#### ■ 医療型児童発達支援

##### 【見込み量の考え方】

本計画期間は1人の利用を見込みます。

##### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	実利用者数	人/月	1	1	2
	利用量	人日/月	12	12	24

## ■ 放課後等デイサービス

### 【見込み量の考え方】

利用ニーズが高くなっており、本計画期間は利用者の微増を見込みます。  
居住地を問わず円滑に利用できるよう支援します。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	実利用者数	人/月	24	25	26
	利用量	人日/月	144	150	156

## ■ 保育所等訪問支援

### 【見込み量の考え方】

本計画期間は1人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	実利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	1	1	1

## ■ 居宅訪問型児童発達支援

### 【見込み量の考え方】

本計画期間は1人の利用を見込みます。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	4	4	4

## ■ 障がい児入所施設

### 【見込み量の考え方】

期間中の利用は見込みませんが、問い合わせがあった際には円滑に利用できるよう支援します。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障がい児入所施設	実利用者数	人	0	0	0
医療型障がい児入所施設	実利用者数	人	0	0	0

## ■ 障がい児相談支援

### 【見込み量の考え方】

現在の利用状況を踏まえ、微増することを見込みます。居住地を問わず円滑に利用できるよう支援します。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	実利用者数	人/月	10	12	14

### 【確保策】

現在障がい児福祉サービスについては、本町含め双葉郡内の社会資源が不足している状況であるため、近隣地域の社会資源の活用にも努めるとともに、双葉地方地域自立支援協議会の活動を活用し、周辺自治体や関係機関等と情報共有を図り連携を行いながら、整備や体制の検討に努めます。

## ② その他の支援策

### ■ 医療的ケア児調整コーディネーター配置人数

#### 【見込み量の考え方】

令和5年度の配置に向けて、圏域内で連携しながら検討をします。

#### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児調整コーディネーター配置人数	実利用者数	人/月	0	0	1

## ■ 保育所等の利用を必要とする障がい児数

### 【見込み量の考え方】

把握が難しいことから、数値は見込みませんが、避難先等においても円滑に利用できるよう支援します。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所の利用を必要とする障がい児数	実利用者数	人/月	0	0	0
	日数	日/月	0	0	0
認定こども園の利用を必要とする障がい児数	実利用者数	人/月	0	0	0
	日数	日/月	0	0	0
放課後児童健全育成事業の利用を必要とする障がい児数	実利用者数	人/月	0	0	0
	日数	日/月	0	0	0

## ■ 短期入所（福祉型・医療型）

### 【見込み量の考え方】

福祉型は、現在は利用者はみられませんが、本計画期間は利用者を見込みます。医療型については、期間中の利用は見込みませんが、問い合わせがあった際には円滑に利用できるよう支援します。

### 【計画期間の見込み量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	実利用者数	人/月	1	1	2
	利用量	人日/月	4	4	8
短期入所（医療型）	実利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0



## 第7章 計画の推進



## 1 庁内推進体制の整備

---

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり・生活環境・生活支援等、幅広い分野で障がい施策を総合的に推進するため、庁内の関係課と連携しながら推進体制を整備します。

## 2 国、県、近隣市町村との連携

---

本計画の内容は、本町単独で対応できないものも含まれています。

国、県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

また、現在も続く震災による広域での避難に伴い、各居住先の市町村との連携が不可欠なことから、必要に応じ各自治体との体制を構築し、円滑なサービス利用に繋がります。

## 3 団体・事業所等との連携

---

サービス提供事業所や社会福祉協議会、当事者・家族、民間非営利団体(NPO)、社会福祉施設、医療施設などの機関と連携・協力のもと、福祉施策の充実及び計画の推進を図ります。

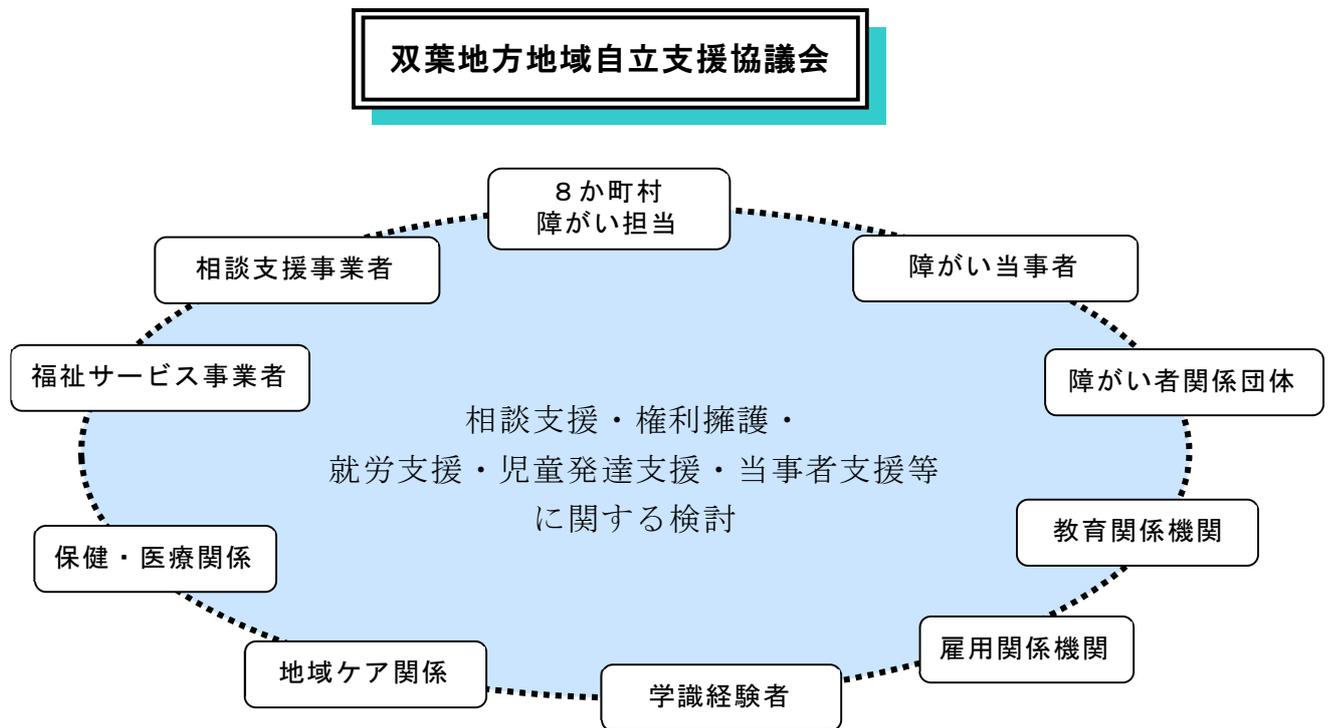
## 4 双葉地方地域自立支援協議会の活用

---

双葉郡では、平成20年10月に、郡内を一圏域とし、町、相談支援事業所、サービス事業者、さらには雇用・教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築する機関として「双葉地方地域自立支援協議会」の活動を始めました。この機関を支援ネットワークの中核的役割とし、郡内の相談支援・サービス強化などに努めてきました。「障害者総合支援法」第89条の3第1項によって設置が法定化され、双葉地方広域連合会に事務局を委託、8か町村で運営を行っております。平成25年12月には新たに障がい当事者の活動として「ほんにん部会」が発足され、平成26年には、震災以降休止していた「こども部会」が再開し、5つの部会が活動しています。

- つながる部会…相談支援やネットワーク構築を検討
- しごと部会…雇用や就職、就労移行・継続支援など
- くらし部会…日中活動や余暇、後見制度などを検討
- こども部会…児童発達支援等について検討
- ほんにん部会…障がい当事者活動や理解促進について

今後、この協議会を中心として、相双圏域での基幹相談支援センターの実施や、地域生活拠点の整備に取り組むとともに、避難先自治体との協議や帰還する町民、事業所支援など、状況に沿った体制の構築に努めていきます。



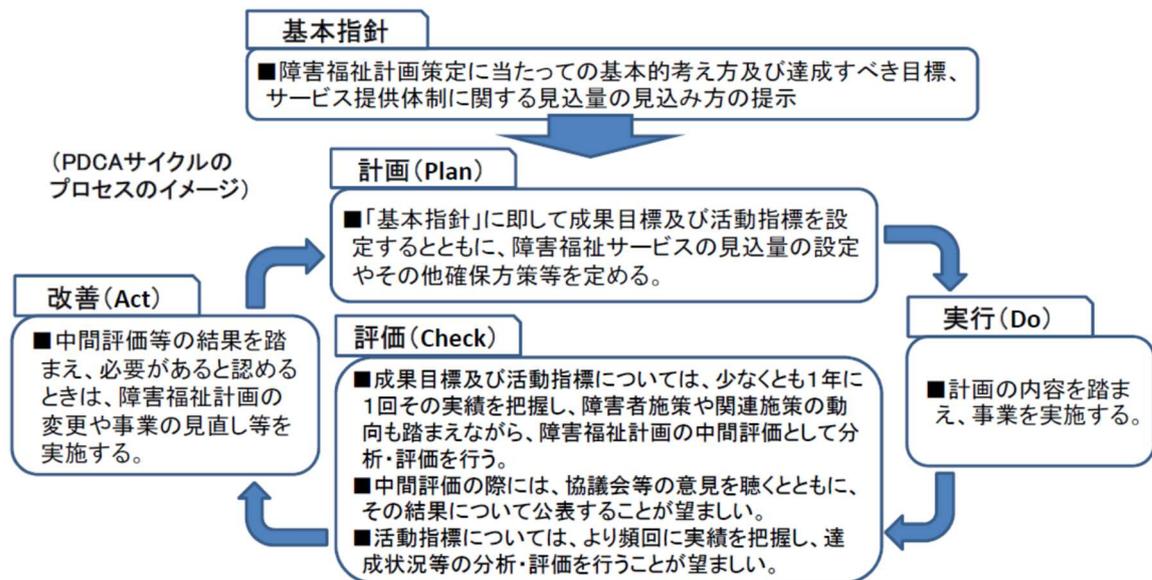
## 5 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を目指します。

相談支援事業については、双葉郡8町村共同で県内の各地域(福島市・郡山市・いわき市、双葉郡)に業務委託をし、相談支援体制の充実、確保を図ります。

## 6 PDCAサイクルによる計画の点検及び評価

本計画の点検・評価については、国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込み量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込み量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。



(厚生労働省資料より)

## 7 原発避難者特例法に基づく対応

原発避難者特例法の指定自治体となっており、障がい者支援については以下の事務を避難先で対応していただいております。今後も避難先自治体と連携を図りながら適切な対応に努めます。

### 【医療・福祉関係】 8 法律 166 事務

- ・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- ・障がい者、障がい児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者総合支援法）



# 資料編



# 1 委員会設置要綱

---

## ○富岡町福祉計画策定検討委員会設置要綱

(平成 12 年 3 月 6 日要綱第 6 号)

(目的)

第 1 条 富岡町に生活する全ての町民が安心かついきいきと生活することのできる地域社会形成のため、町民の生活実態及びニーズを十分に踏まえた富岡町福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び進捗状況を点検、フォローし、総合的な福祉行政の対応を検討することを目的として設置する。

(事業内容)

第 2 条 富岡町福祉計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)は、この要綱の目的を達成するため、次の事項について調査・研究を行い、その結果を町長に報告する。

- (1) 高齢者福祉及び介護保険事業計画に関すること
- (2) 障がい者基本計画に関すること
- (3) 児童福祉計画に関すること
- (4) その他福祉行政の推進に関すること

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、第 2 条各号毎に委員 8 人以内で組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、第 2 条各号に掲げる計画ごとの策定が完了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を統括し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は委員長が招集し議長となる。

2 委員会の会議は、委嘱された委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があるときは、別に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に、定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 富岡町健康長寿のまちづくり事業推進検討委員会設置要綱(平成 9 年富岡町要綱第 6 号)は、廃止する。

## 2 富岡町福祉計画策定検討委員会委員名簿

富岡町福祉計画策定検討委員会委員名簿

No.	氏名	選出区分	備考
1	堀川 卓之	民生児童委員	主任児童委員
2	柚原 広之	福祉事業	社会福祉法人友愛会 光洋愛成園 施設長
3	林 雄一	福祉事業	社会福祉法人福島県福祉事業協会 相談支援双葉事業所 相談支援アドバイザー
4	遠藤 隼人	福祉事業	基幹相談支援センターふたば センター長
5	古川 王将	学校教諭	福島県立富岡支援学校 教頭
6	設楽 芳浩	学校教諭	富岡町立富岡第一中学校 校長
7	林 志信	福祉事業	富岡町社会福祉協議会 事務局長
8	佐藤 邦春	児童教育	富岡町立にこにこども園 園長

※任期：令和2年11月16日から令和5年3月31日まで

### 3 策定経過

年月日	内容等
令和2年7月8日～24日	福祉に関するアンケート調査の実施
令和2年11月16日	第一回富岡町福祉計画策定検討委員会 ・富岡町福祉計画策定に係るスケジュールについて ・福祉計画の概要について ・富岡町の状況について ・現計画の現状と次期計画指針の説明について ・アンケート結果について
令和2年12月22日	第二回富岡町福祉計画策定検討委員会 ・前回議事内容の確認 ・骨子案の内容について
令和3年2月5日	第三回富岡町福祉計画策定検討委員会 ・前回議事内容の確認 ・第二回策定検討委員会及び意見聴取表における意見への回答について ・骨子案の修正について
令和3年3月1日～12日	パブリックコメントの実施
令和3年3月17日	第四回富岡町福祉計画策定検討委員会 ・前回議事内容の確認 ・第三回策定検討委員会及び意見聴取表における意見への回答について ・骨子案の修正について

## 4 用語解説

### あ行

<b>一般就労</b>	通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労で、「福祉的就労」に対する用語として使用。
<b>インフォーマルサービス</b>	家族や近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの、制度に基づかない援助。
<b>NPO</b>	Non Profit Organizationの略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立。

### か行

<b>基幹相談支援センター</b>	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関。
<b>協働</b>	住民・地域活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し共に取り組むこと。
<b>グループホーム</b>	介護を必要としない障がい者が、数人で共同生活を行う住居（アパート、マンション、一戸建て等）のこと。同居あるいは近隣に居住している世話人が、食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助を行う施設。
<b>ケアマネジメント</b>	障がい者の地域における生活を支援するために、障がい者の意向を踏まえて、保健・医療・福祉サービスなどを利用調整する援助方法。
<b>権利擁護</b>	生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障がい者が安心して日常生活が送れるよう、弁護又は擁護すること。
<b>高次脳機能障がい</b>	病気や事故などが原因で脳が損傷を受けたことにより、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や感情・意志などの情緒機能（高次脳機能）に障がいが見られた状態。
<b>合理的な配慮</b>	障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がい者の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人と同様に保障されるために行われる必要かつ適当な変更及び調整のことで、障がい者の個別・具体的なニーズに配慮するためのものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

## さ行

<b>児童発達支援センター</b>	施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
<b>手話通訳者派遣事業</b>	耳や言葉の不自由な人の社会参加を図るため、手話通訳者を派遣する事業。聴覚障害者協会に派遣を要請する。利用者の費用は無料（通訳者に係る入場料等は利用者負担）。
<b>障害者基本法</b>	障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。
<b>障害者雇用促進法</b>	障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。
<b>障害者差別解消法</b>	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。
<b>障害者優先調達推進法</b>	障がい者が自立した生活を送るために経済的基盤の確立が必要で、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設から物品の調達を行うよう定めたもの。
<b>自立支援医療</b>	障害者総合支援法による医療給付であり、原則90%の医療費を医療保険と公費で負担し、自己負担は10%。ただし所得に応じて上限額がある。内容は次の3種類。 ①身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される育成医療。 ②身体障がい者が機能障害を軽減又は改善するための医療に給付される更生医療。 ③精神障害者が精神疾病の治療のために通院する場合の費用を負担する精神通院医療。
<b>自立支援協議会</b>	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられる。
<b>身体障害者手帳</b>	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある方に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。障がい程度により1級から6級に区分される。

<b>精神障害者保健福祉手帳</b>	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。障がい程度により1級から3級に区分され、有効期間は2年間。
<b>成年後見制度</b>	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。契約を本人に代わって行う権限や（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合にその契約を取り消すことができる（同意権・取消権）などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人）に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援などを行い、これらの人を不利益から守る制度。
<b>相談支援事業者</b>	障害者総合支援法に基づき市町村が委託し、障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、ケア計画の作成、事業者の紹介やサービス調整などの援助を行う事業者。

## た行

<b>地域活動支援センター</b>	障害者総合支援法に基づき実施されている地域生活支援事業の一つで、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。
<b>特別支援学校</b>	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）が、幼稚園、小・中学校又は高等学校に準じた教育を受けることができ、学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。
<b>特別支援教育</b>	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

## な行

<b>難病</b>	原因がわからず、治療方法が確立されていない病気や慢性的で社会生活を送る上で困難のある病気。指定難病は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で指定された病気で、医療給付制度の対象である。
<b>日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）</b>	知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行い、地域で安心した生活を送れるように支援する事業。

## は行

<b>発達障がい</b>	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
<b>発達障害者支援法</b>	発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者に対し学校教育等における支援を図るための法律。
<b>バリアフリー</b>	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)となるものを除去すること。
<b>ピア・カウンセリング</b>	障がい者等が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

## ま行

### や・ら・わ行

<b>要約筆記</b>	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法で、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。一般的には、OHP(オーバー・ヘッド・プロジェクター)を使用し、話し手の話の内容をTP(トランス・ペアレन्シー)に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。近年ではパソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する新たな方法も用いられてきている。要約筆記奉仕員とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。
<b>リハビリテーション</b>	障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。
<b>療育手帳</b>	知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。 福島県では、障がい程度により、A、Bに区分される。

**富 岡 町**

**第3期障がい者基本計画**

**第6期障がい福祉計画**

**第2期障がい児福祉計画**

発行：令和3年3月

富岡町役場 福祉課

〒979-1192

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1

電話：0240-22-2111







富岡町



富岡町マスコットキャラクター「とみっぴー」